

別紙 6

(暫定協定第 9 条関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項)

料金の額

料金の額

I. 高速自動車国道の路線名及び料金の徴収区間

高速自動車国道の路線名及び料金の徴収区間は下表のとおりとする。

路線名	料金の徴収区間
中央自動車道 富士吉田線	東京都杉並区から 山梨県南都留郡富士河口湖町まで
中央自動車道 西宮線	大月市から 小牧市まで 小牧市から 東近江市まで
中央自動車道 長野線	岡谷市から 長野県南安曇郡豊科町まで
第一東海自動車道	東京都世田谷区から 小牧市まで
東海北陸自動車道	一宮市から 高山市まで 岐阜県大野郡白川村から 小矢部市まで
第二東海自動車道 横浜名古屋線	豊田市から 東海市まで
中部横断自動車道	南アルプス市から 甲斐市まで
北陸自動車道	富山県下新川郡朝日町から 米原市まで
近畿自動車道 伊勢線	亀山市から 伊勢市まで
近畿自動車道 名古屋関線	名古屋市名東区から 亀山市まで
近畿自動車道 名古屋神戸線	愛知県海部郡飛島村から 四日市市まで
近畿自動車道 尾鷲勢和線	三重県多気郡大台町から 三重県多気郡勢和村まで

II. 高速自動車国道の料金の額

高速自動車国道の料金の額については以下のとおりとする。

1 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(1) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間は、 に掲げる料金の徴収区間のうち、2の均一制を適用する区間以外の区間とする。

(2) 料金の額

イ 利用距離に対して課する可変額部分

(イ) 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

車種	区間	普通区間	大都市 近郊区間	関門 特別区間	恵那山 特別区間	関越 特別区間
軽自動車等		19.68	23.616	51.2	31.488	31.488
普通車		24.6	29.52	64.0	39.36	39.36
中型車		29.52	35.424	76.8	47.232	47.232
大型車		40.59	48.708	105.6	64.944	64.944
特大車		67.65	81.18	176.0	108.24	108.24

(ロ) 普通区間のうち、近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから吉備インタ

ーチェンジまでの区間及び沖縄自動車道許田インターチェンジから石川インターチェンジまでの区間の利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間	近畿自動車道松原那智勝浦線 海南インターチェンジ から 吉備インターチェンジ まで	沖縄自動車道 許田インターチェンジ から 石川インターチェンジ まで
軽自動車等	31.488	16.784
普通車	39.36	20.98
中型車	47.232	25.176
大型車	64.944	34.617
特大車	108.24	57.695

(ハ) 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別紙1の自動車の車種区分をいう(以下同じ。)

上表において「普通区間」とあるのは、に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」、「関門特別区間」、「恵那山特別区間」、及び「関越特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。)

上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別紙2の区間をいう(以下同じ。)

上表において「関門特別区間」とあるのは、関門自動車道の下関インターチェンジから門司港インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)

上表において「恵那山特別区間」とあるのは、中央自動車道西宮線の園原インターチェンジから中津川インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)

上表において「関越特別区間」とあるのは、関越自動車道新潟線の水上市インターチェンジから湯沢インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)

ロ 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(3) 適用方法

イ キロ程

(イ) インターチェンジ相互区間のキロ程は、別紙3のとおりとする。

(ロ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般有料道路の秋田外環状道路、京葉道路、伊勢湾岸道路、京滋バイパス、湯浅御坊道路、広島岩国道路、高松東道路、隼人道路又は本州四国連絡橋公団の管理する道路が介在し、これらの道路と高速自動車国道のみを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速自動車国道のキロ程を通算したものとす。

(ハ) 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を加算したものとす。

ロ インターチェンジ相互区間の料金の計算額

インターチェンジ相互区間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互区間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとす。

インターチェンジ相互区間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$L R + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L + L'n})(L R + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L + L'n})(L R + L'nR'n) + 150$

(注) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : (2)イ(ロ)に定める区間を除く普通区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'n: 大都市近郊区間(n1)、関門特別区間(n2)、恵那山特別区間(n3)、関越特別区間(n4)及び(2)イ(ロ)に定める区間(n5)のキロ程(単位: キロメートル)

R : (2)イ(ロ)に定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

R'n: 大都市近郊区間(n1)、関門特別区間(n2)、恵那山特別区間(n3)、関越特別区間(n4)及び(2)イ(ロ)に定める区間(n5)の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

ハ 消費税の転嫁及び料金の単位

ロに定める方法により算出した車種ごとのインターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額に1.05(消費税の転嫁)を乗じ、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ニ 料金変更における激変緩和措置

(イ) 変更前に、別紙4の(A)に掲げる額であった料金について、ロに定める方法により算出した車種ごとのインターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額に1.03を乗じ、24捨25入により50円単位の端数処理を行った額(以下、「調整額」という。)が(B)に掲げる料金の額以上となる場合には、イからハの規定にかかわらず(C)の額を適用するものとする。

(ロ) 調整額が500円以下で、かつ、上記算出方法によって得た料金の額が調整額を超える場合には、上記算出による額を調整額に据置くものとする。

ホ インターチェンジ相互間の料金の額に係る調整

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、丙インターチェンジが存する場合において、ロから二に定める方法により算出された甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額が、同様に算出された甲インターチェンジと丙インターチェンジ相互間の料金の額と、丙インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額との合算額を超えるときは、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額は、その合算額とする。

ヘ 料金算出方法の特例

(イ) ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額の特例

ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額は、転回前におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間及び転回後におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間について、ロからホに定める方法により、それぞれ算出するものとする。ただし、この場合、利用1回に対して課する料金の額については、(2)ロの規定にかかわらず、転回の前後についてそれぞれ75円とする。

(ロ) 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合における料金の額は、イにより算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロからへ(イ)に定める方法により算出した額とト(ロ)に定める当該相互区間の料金の額との合算額とする。

ト 料金の額の特例

(イ) 北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内端野線の料金の額の特例

十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び本別ジャンクションから足寄インターチェンジまでの各区間の料金の額については、平成9年7月1日より、(2)および(3)イからへの規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額(単位: 円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
十勝清水インターチェンジから芽室インターチェンジまで	500	600	650	800	1,350
十勝清水インターチェンジから	500	600	650	800	1,350

帯広ジャンクションまで					
十勝清水インターチェンジ から 音更帯広インターチェンジ まで	500	600	650	800	1,350
十勝清水インターチェンジ から 池田インターチェンジ まで	950	1,100	1,250	1,600	2,650
十勝清水インターチェンジ から 本別インターチェンジ まで	1,400	1,700	2,050	2,750	4,450
十勝清水インターチェンジ から 足寄インターチェンジ まで	1,400	1,700	2,050	2,750	4,450
芽室インターチェンジ から 帯広ジャンクションまで	250	250	250	300	400
芽室インターチェンジ から 音更帯広インターチェンジ まで	400	450	450	600	950
芽室インターチェンジ から 池田インターチェンジ まで	850	950	1,050	1,400	2,250
芽室インターチェンジ から 本別インターチェンジ まで	1,300	1,550	1,850	2,550	4,050
芽室インターチェンジ から 足寄インターチェンジ まで	1,300	1,550	1,850	2,550	4,050
帯広ジャンクションから 音更帯広インターチェンジ まで	250	250	250	300	400
帯広ジャンクションから 池田インターチェンジ まで	700	750	850	1,100	1,700
帯広ジャンクションから 本別インターチェンジ まで	1,150	1,350	1,650	2,250	3,500
帯広ジャンクションから 足寄インターチェンジ まで	1,150	1,350	1,650	2,250	3,500
音更帯広インターチェンジ から 池田インターチェンジ まで	450	500	600	800	1,300
音更帯広インターチェンジ から 本別インターチェンジ まで	900	1,100	1,400	1,950	3,100
音更帯広インターチェンジ から 足寄インターチェンジ まで	900	1,100	1,400	1,950	3,100
池田インターチェンジ から 本別インターチェンジ まで	450	600	800	1,150	1,800
池田インターチェンジ から 足寄インターチェンジ まで	450	600	800	1,150	1,800

(ロ) 東北横断自動車道酒田線の料金の額の特例

笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間の料金の額については、
(2) および(3)イからへの規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
笹谷インターチェンジ から 関沢インターチェンジ まで	150	200	200	300	550

湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの各区間の料金の額に
ついては、(2) 及び(3)イからへの規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湯殿山インターチェンジ から 庄内あさひインターチェンジ まで	200	200	300	350	550
庄内あさひインターチェンジ から 鶴岡インターチェンジ まで	300	350	400	550	850
鶴岡インターチェンジ から 庄内空港インターチェンジ まで	200	250	300	400	650

庄内空港インターチェンジ から 酒田インターチェンジ まで	150	200	200	250	450
酒田インターチェンジ から 酒田みなとインターチェンジ まで	200	250	300	400	650

なお、上記区間を2区間以上連続して走行した場合は、それぞれの走行経路にあたる区間の料金の合算額を徴収するものとする。

チ 複数経路の場合の料金算定の特例

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合にはイにより算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ、ハ及びヘに定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比を算出するに当たっては、インターチェンジ相互間に一般有料道路の秋田外環状道路、伊勢湾岸道路、東海環状自動車道、京滋バイパス、広島岩国道路、高松東道路、隼人道路又は本州四国連絡橋公団の管理する道路が介在する場合には、イにより算出されたキロ程に次表に掲げる距離を加算して行うものとし、各経路毎の料金を算出するに当たっては、ロからへに定める方法により算出した額と道路整備特別措置法第3条第1項若しくは第4項、第3条の2第1項若しくは第3項の許可を受けた一般有料道路の秋田外環状道路、京滋バイパス、広島岩国道路、高松東道路又は隼人道路のうち、介在する区間の料金を加算して行うものとする。

上記にかかわらず、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間で、本州四国連絡橋公団の管理する神戸淡路鳴門自動車道及び瀬戸中央自動車道を連続走行する場合（以下「連続走行」という。）における料金の額は、連続走行前におけるインターチェンジ相互間及び連続走行後におけるインターチェンジ相互間について、ロからへに定める方法によりそれぞれ算出した額の合算額とする。

道路及び区間名	距離
秋田外環状道路 (全線)	9.5キロメートル
伊勢湾岸道路 (全線)	6.1キロメートル
東海環状自動車道 (豊田東ジャンクション～土岐ジャンクション)	39.8キロメートル
東海環状自動車道 (土岐ジャンクション～美濃関ジャンクション)	33.2キロメートル
京滋バイパス (全線)	23.9キロメートル
広島岩国道路 (廿日市ジャンクション～大竹ジャンクション)	13.7キロメートル
高松東道路 (全線)	15.6キロメートル
隼人道路 (全線)	6.1キロメートル
本州四国連絡橋公団の管理する道路 <神戸淡路鳴門自動車道> (全線)	89.0キロメートル
本州四国連絡橋公団の管理する道路 <瀬戸中央自動車道> (全線)	37.3キロメートル

山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジを通り、本州四国連絡橋公団が管理する瀬戸中央自動車道早島インターチェンジから坂出インターチェンジ又は坂出北インターチェンジまでの区間を連続して通行する場合の山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間の高速自動車国道の料金の額は、ロからへ及び に定める方法により算出した四国横断自動車道阿南中村線善通寺インターチェンジまでの区間の料金の額を上限とする。

ただし、四国縦貫自動車道、四国横断自動車道阿南中村線及び四国横断自動車道内海大洲線の各インターチェンジから山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジ

までの区間の場合を除く。

リ 周回走行の場合の料金算定の特例

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額はイ（八）のキロ程に基づき、口、八及びへに定める方法により算出された額に周回走行回数を乗じたものとする。

ヌ 料金調整

（イ） 第一東海自動車道の集中工事に伴う料金調整

中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと別紙 5 に掲げるインターチェンジ（以下「甲インターチェンジ」という。）相互間を通行する自動車の料金の額は、第一東海自動車道の東京インターチェンジと甲インターチェンジ相互間を通行する自動車の料金の額から中央自動車道富士吉田線のうち均一制が適用されている区間を通行する自動車の料金の額を減じた額とする。

第一東海自動車道の浜松インターチェンジから東名三好インターチェンジ間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東インターチェンジ及び一般有料道路東海環状自動車道の豊田松平インターチェンジから豊田勘八インターチェンジ間の各インターチェンジと中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ相互間の料金の額は、口からへに定める方法により算出された額から次表に掲げる額を差引いた額とする。

軽自動車等	700円
普通車	850円
中型車	1,000円
大型車	1,450円
特大車	2,350円

実施期間

平成17年11月28日から同年12月10日までとし、同年12月11日以降の料金については従前のとおりとする。

（ロ） 通行止めに伴う料金調整

対距離料金制を適用する区間において、最初に高速自動車国道に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって高速自動車国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる高速自動車国道への再流入インターチェンジをCインターチェンジ、高速自動車国道に再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって高速自動車国道の連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、高速自動車国道を順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。なお、当該途中流出前または再流入後に東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジと関沢インターチェンジ相互間のみを走行する場合の再流入後の料金の額については、料金調整を行わない。

対距離料金制を適用する区間の総延長が100km以下の区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円を控除した額に料金調整する。

対距離料金制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額は、次の算式により算出する額に料金調整する。ただし、以下の、のいずれかに該当する場合は除く。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

対距離料金制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間で、通行止めによ

って高速自動車国道の連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ(以下「D'インターチェンジ」という。)にて流出を行う場合

全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

対距離料金制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間で、Bインターチェンジが四国横断自動車道阿南中村線鳴門インターチェンジまたは坂出インターチェンジ、山陽自動車道吹田山口線神戸西インターチェンジまたは早島インターチェンジ若しくは本州四国連絡橋公団の管理する神戸淡路鳴門自動車道または瀬戸中央自動車道の各インターチェンジに該当し、本州四国連絡橋公団の管理する神戸淡路鳴門自動車道または瀬戸中央自動車道の各インターチェンジ、兵庫県道路公社の管理する播但連絡道路の花田インターチェンジ若しくは別紙7に掲げるインターチェンジをCインターチェンジとして利用した場合

以下の料金を控除した額に料金調整する。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	150円	200円	250円	400円	500円

対距離料金制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間で、Dインターチェンジが四国横断自動車道阿南中村線鳴門インターチェンジ及び坂出インターチェンジ並びに山陽自動車道吹田山口線神戸西インターチェンジ及び早島インターチェンジ、本州四国連絡橋公団の管理する神戸淡路鳴門自動車道及び瀬戸中央自動車道または富山県道路公社が管理する砺波高岡道路に該当する場合

以下の料金を控除した額に料金調整する。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	150円	200円	250円	400円	500円

(注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB：AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、イにより算出された走行経路のキロ程に基づき、口、八、二、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びヌにより算出した料金の額

AD：AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イにより算出された走行経路のキロ程に基づき、口、八、二、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びヌにより算出した料金の額

BD：BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イにより算出された走行経路のキロ程に基づき、口、八、二、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びヌにより算出した料金の額

CD：CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イにより算出された走行経路のキロ程に基づき、口、八、二、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びヌにより算出した料金の額

AD'：AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イにより算出された走行経路のキロ程に基づき、口、八、二、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びヌにより算出した料金の額

BD'：BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イにより算出された走行経路のキロ程に基づき、口、八、二、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びヌにより算出した料金の額

CD'：CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イにより算出された走行経路のキロ程に基づき、口、八、二、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びヌにより算出した料金の額

(注2) の場合において、BD < CDとなる場合については、AD - ABにより算出した額により料金調整を行う。

(注3) 、 については、本州四国連絡橋公団及び富山県道路公社の管理する各道

路において、 による料金調整が可能になるまでの間適用する。

(ハ) 一般有料道路江津道路を併せて利用する場合の料金調整

中国横断自動車道広島浜田線の浜田ジャンクションから浜田インターチェンジまでの区間と一般有料道路の江津道路の浜田ジャンクションから江津西インターチェンジ又は江津インターチェンジまでの区間を併せて通行する自動車の料金の額は浜田ジャンクションから浜田インターチェンジまでの区間を通行する自動車の料金の額から次表に掲げる額を差引いた額とする。

軽自動車等	150円
普通車	150円
中型車	150円
大型車	100円
特大車	100円

2 均一制を適用する区間の料金の額

(1) 均一制を適用する区間及び1回の通行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

路線名	料金の徴収区間	料金の額(単位:円)				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
中央自動車道 富士吉田線	高井戸インターチェンジから 八王子インターチェンジまで	500	600	700	1,000	1,650
近畿自動車道 名古屋関線	高針ジャンクションから 名古屋西インターチェンジまで	400	500	600	800	1,200

3 割引制度

(1) ハイウェイカード(磁気式前払券)割引

イ 割引をする自動車

に掲げる料金の徴収区間を通行する全自動車

ロ 割引率

ハイウェイカードの種類	料金(販売価額)	割引率
5,200円券	5,000円	約4パーセント
10,500円券	10,000円	約5パーセント

(2) ハイウェイチケット割引

イ 割引をする自動車

本割引が適用される区間の一部または全部を周遊又は往復する目的で高速自動車国道を通行する自動車

ロ 割引率

割引率は20パーセント以下とし、本割引を実施するにあたって算定した料金の額に端数が生じる場合には、割引後の料金が1万円以上であるときは千円未満の端数を切り捨て、1万円未満で500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、1万円未満で500円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を500円とするものとする。ただし、実施中に適用区間の料金の額等に変更があっても、従来の料金の額を継続して適用するものとする。

ハ 実施する期間

試行的に実施する場合にあっては、実施する期間を限定するものとする。

ニ 適用区間等

適用区間については、地域の振興、利用者の利便性又は利用増進に資するものとし、適用区間、割引を適用する車種又は自動車の種類、割引率、実施する期間等については、事前に届け出るものとする。

(3) 乗合型自動車(定期路線)割引

イ 割引をする自動車

別紙 1 に掲げる乗合型自動車（定期路線）で、 に掲げる料金の徴収区間を通行し、その運行区間内の高速自動車国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね 80 パーセント以上に停車するもののうち、大口・多頻度割引の適用に関する契約を日本道路公団と締結した利用者の自動車。

ロ 割引率

30 パーセント

(4) 障害者割引

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 14 条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金、ハイウェイカード又はクレジットカード（ETC カード（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 11 年 8 月 2 日建設省令第 38 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が公告した ETC システム利用規程（平成 12 年 12 月 5 日）第 2 条第 4 号に規定する ETC カードのうち、日本道路公団との契約に基づき ETC カードを発行する者から貸与を受けた ETC カードをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）で徴収する料金の割引率を 50 パーセント以下とする。

また、ETC システム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 11 年 8 月 2 日建設省令第 38 号）第 1 条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。）の整備がなされている料金所においては、上記の手続きとあわせて ETC カードと車載器（同規程同条第 1 号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する自動車のうち、本割引措置適用のために事前に登録された、対象障害者本人名義の ETC カード（対象障害者 1 人につき 1 枚に限り、対象障害者が未成年で本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者又は後見人名義の ETC カードを含む。）及び車載器を使用する以下の自動車については、無線通信により徴収する料金の割引率を 50 パーセント以下とする。

イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15 才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員 10 人以下のもの。以下障害者割引において同じ。） 貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が 4 人以上 10 人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が 500 kg 以下のもの。以下障害者割引において同じ。） 特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が 10 人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）又は二輪自動車（総排気量が 125 cc を超えるもの。以下障害者割引において同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者 1 人につき 1 台に限る。） ただし、営業用の自動車（割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。）を除く。

ロ 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15 才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該 15 才未満の者）のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の

右欄に掲げる等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級をいう。）に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三の1（1）に規定する「重度」に該当する者（以下「重度障害者」という。）が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度
視 覚 障 害 聴 覚 障 害		1級から3級までの各級及び4級の1 2級及び3級
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	1級、2級の1及び2級の2
	下 肢 不 自 由	1級、2級及び3級の1
	体 幹 不 自 由	1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	1級及び2級（一上肢のみに運動機能 障害がある場合を除く。）
	上肢機能障害	1級から3級までの各級（一下肢のみに 運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能障害	
内 部 障 害	心臓機能障害	1級から4級までの各級
	じん臓機能障害	1級から4級までの各級
	呼吸器機能障害	1級から4級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級から3級までの各級
	小腸機能障害	1級から4級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級

(5) ETC前納割引

イ 割引をする自動車

日本道路公団との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカード（日本道路公団が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための日本道路公団への登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して高速自動車国道の通行料金の納付を行おうとする利用者の全自動車

ロ 割引率

利用可能額	料金（前払金）	割引率
10,500円	10,000円	約5パーセント
58,000円	50,000円	約14パーセント

(6) 一般有料道路南阪奈道路及び大阪府道路公社の管理する南阪奈有料道路を併せて利用する場合のETC連続利用割引

イ 割引をする自動車

日本道路公団が管理する一般有料道路南阪奈道路の葛城インターチェンジから羽曳野東インターチェンジまでの区間において流出入し、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を全線利用し、かつ、高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線松原ジャンク

シヨンから美原ジャンクションまでの全区間を連続して利用する自動車のうち、E T Cシステム取扱道路管理者（日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団及び公社等をいう。以下同じ。）との契約に基づきE T Cカード（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令第2条第2項の規定に基づき日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団が公告したE T Cシステム利用規程第2条第4号に規定するE T Cカードをいう。本項において以下同じ。）を発行する者又はE T Cシステム取扱道路管理者から貸与を受けたE T Cカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により通行する自動車に限る。ただし、南阪奈道路の太子本線料金所、太子料金所、羽曳野東料金所又は南阪奈有料道路の美原東料金所において無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、当該料金所において無線通信により通行したものとみなす。）

なお、当該E T C連続利用割引については、上記の自動車について、南阪奈道路及び南阪奈有料道路において同様のE T C連続利用割引の適用を受ける場合に限る。

ロ 割引率

南阪奈有料道路及び南阪奈道路の通行区間	割引率
羽曳野東インターチェンジまで通行した場合	約7パーセント
太子インターチェンジまで通行した場合	約10パーセント
葛城インターチェンジまで通行した場合	20パーセント

(7) 深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に高速自動車国道を通行する全自動車のうち、日本道路公団との契約に基づきE T Cカードを発行する者又はE T Cシステム取扱道路管理者から貸与を受けたE T Cカードを使用して高速自動車国道の通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所（別紙8に定める道路の料金所を含む。以下同じ。）を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 実施する時期

平成16年11月1日から実施する。

(8) 早朝夜間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間

1(1)に定める対距離制を適用する区間（別紙8に定める道路の区間を含む。以下同じ。）のうち、別紙2に定める区間又は一般有料道路京滋バイパスの全部又は一部を含む100キロメートル以内の区間（距離を算出するに当たっては、別紙3に定めるインターチェンジ相互区間のキロ程に、別紙8に定める一般有料道路等のキロ程を合算するものとする。）を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、日本道路公団との契約に基づきE T Cカードを発行する者又はE T Cシステム取扱道路管理者から貸与を受けたE T Cカードを使用して高速自動車国道の通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

(ロ) 均一制を適用する区間

2に定める均一制を適用する区間（東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道、中央自動車道富士吉田線、近畿自動車道天理吹田線又は近畿自動車道松原那智勝浦線に限る。）

を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、日本道路公団との契約に基づきETCカードを発行する者又はETCシステム取扱道路管理者から貸与を受けたETCカードを使用して高速自動車国道の通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 実施する時期

平成17年1月11日から実施する。

(9) 通勤割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間

1(1)に定める対距離制を適用する区間のうち、100キロメートル以内の区間（距離を算出するに当たっては、別紙3に定めるインターチェンジ相互区間のキロ程に、別紙8に定める一般有料道路等のキロ程を合算するものとする。）の通行（別紙2に定める区間のみの通行を除く）を行い、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、日本道路公団との契約に基づきETCカードを発行する者又はETCシステム取扱道路管理者から貸与を受けたETCカードを使用して高速自動車国道の通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

この場合、上記の自動車が通勤割引の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

ただし、下記の場合は、この限りでない。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に3に定める均一制を適用する区間を含む場合。

東北横断自動車道酒田線の月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを連続して通行する場合。

中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジを連続して通行する場合。

四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道内海大洲線の大洲北只インターチェンジを連続して通行する場合。

(ロ) 均一制を適用する区間

2に定める均一制を適用する区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線、北海道横断自動車道黒松内釧路線又は近畿自動車道名古屋関線に限る。）を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、日本道路公団との契約に基づきETCカードを発行する者又はETCシステム取扱道路管理者から貸与を受けたETCカードを使用して高速自動車国道の通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

この場合、上記の自動車が通勤割引の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、別紙 2 に定める区間を含む通行については、下記の計算式により算出された額に 1.05（消費税の転嫁）を乗じた額とし、算出額に 50 円未満の端数が生じる場合には、24 捨 25 入により、50 円単位の端数処理を行うこととする。

$$(LR + L'nR'n + 150) \times 0.5 + L'R'1$$

（注）上記式において L、L'n、R 及び R'n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：1（2）イ（ロ）に定める区間を除く普通区間のインターチェンジ相互区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：大都市近郊区間キロ程（単位：キロメートル）

L'n：関門特別区間（n1）、恵那山特別区間（n2）、関越特別区間（n3）及び 1（2）イ（ロ）に定める区間（n4）のキロ程（単位：キロメートル）

R：1（2）イ（ロ）に定める区間を除く普通区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：大都市近郊区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'n：関門特別区間（n1）、恵那山特別区間（n2）、関越特別区間（n3）及び 1（2）イ（ロ）に定める区間（n4）の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ハ 実施する時期

平成 17 年 1 月 1 日から実施する。

（10）大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

日本道路公団が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を日本道路公団と締結した利用者であって、当該契約に基づいて日本道路公団に届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして公団から貸与された ETC カードを使用して高速自動車国道の通行料金の納付を行おうとする者の自動車（ETC システムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引率

（イ）車両単位割引

利用者の自動車 1 台ごとの月間利用額に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5 千円を超え、1 万円までの部分	10%
1 万円を超え、3 万円までの部分	15%
3 万円を超える部分	20%

（ロ）契約単位割引

イに定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計が 500 万円を超え、かつ、利用者の自動車 1 台当たりの月間平均利用額が 3 万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10%の割引を行う。

ハ 実施する時期

平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

（11）マイレージ割引

イ 割引をする自動車

日本道路公団との契約に基づき ETC カードを発行する者から貸与を受けた ETC カード（日本道路公団が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための日本道路公団への登録がなされている場合に限る。）を使用して高速自動車国道の通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETC システムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引率

（イ）ポイントの付与

高速自動車国道の料金の額50円ごとに1ポイントを付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

日本道路公団が別に定める期間内にカードごとに付与されたポイントの累計数に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額(通行料金に充当)
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、社会政策又は営業政策上の観点から弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を行う場合には、事前に届け出るものとする。

ハ 実施する時期

平成17年4月1日から実施する。

(12) 割引相互間の適用関係

イ 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ハイウェイカード割引、ETC前納割引、又はマイレージ割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ロ 一の通行が深夜割引、早朝夜間割引又は通勤割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ 乗合型自動車(定期路線)割引、ETC前納割引、一般有料道路南阪奈道路及び大阪府道路公社の管理する南阪奈有料道路を併せて利用する場合のETC連続利用割引、深夜割引、早朝夜間割引、通勤割引、大口・多頻度割引及びマイレージ割引相互間の重複適用関係は別紙9のとおりとする。

4 沖縄自動車道における特別措置

平成11年7月1日から平成18年3月31日までまでの間、沖縄自動車道の各区間を通行する全自動車(駐留軍公用車両を除く。)について割引を行うこととし、割引後の料金の額は別紙6のとおりとする。

なお、3に掲げる割引制度については、当該特別措置に基づく割引後の料金の額に対して適用するものとする。

5 有料道路の社会実験への料金適用についての特別措置

イ 対象となる自動車

高速自動車国道を通行し、国の施策として行われる有料道路に係る社会実験に参加する全自動車

ロ 料金の額と適用方法

個々の社会実験における料金の額及び適用方法については、対距離制を適用する区間については、1に定める方法により算出した額、均一料金制を適用する区間については、2に定める額を基本とし、実験内容に応じて設定するものとする。

ハ 割引の実施と割引率

個々の社会実験において、当該実験内容に応じて割引を行う場合は、割引率を適宜設定するものとする。

ニ 実施する期間

実施する期間は限定する。

ホ 適用する区間及び対象となる箇所

個々の社会実験毎に実験内容に応じて料金を適用する区間及び流出入箇所を限定する。

ヘ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからホまでの内容について、事前に届け出るものとする。

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの(ハに該当するものを除く。)
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車(以下「けん引自動車」という。)のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車(以下「被けん引自動車」という。)との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車(車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下)	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの(以下「普通貨物自動車」という。)で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(2車軸)
	チ 乗合型自動車(乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満)	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの(以下「乗合型自動車」という。)で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車(車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの(トに該当するものを除く。) 車両の総重量、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)
	ル 乗合型自動車(路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車のうち、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上で、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するものまたは車両総重量8トン以上のもので、乗車定員が29人以下であり、かつ車両の長さ9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車普通車、中型車または大型車(2車軸)である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車(4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(ヌに該当するものを除く。)
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。)
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車(その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの(ルに該当するものを除く。)

大都市近郊区間

路線名	区間
東北縦貫自動車道 弘前線	川口インターチェンジから 加須インターチェンジまで
関越自動車道 新潟線	練馬インターチェンジから 東松山インターチェンジまで
常磐自動車道	三郷インターチェンジから 谷田部インターチェンジまで
東関東自動車道 水戸線	湾岸市川インターチェンジから 成田インターチェンジまで
中央自動車道 西宮線	大津インターチェンジから 西宮インターチェンジまで
第一東海自動車道	東京インターチェンジから 厚木インターチェンジまで
中国縦貫自動車道	中国吹田インターチェンジから 西宮北インターチェンジまで
成田国際空港線	成田インターチェンジから 新空港インターチェンジまで

諏訪	岡谷	10.1	13.8	豊科
	岡谷	3.7	10.9	
伊北	岡谷	7.2	13.9	松本
	岡谷	10.9	17.6	
	塩尻	6.7	14.9	塩尻北
	塩尻	13.9	22.1	
	松本	8.2	15.5	豊科
	松本	25.8	33.1	
		7.3		

第一東海自動車道（東京・小牧間）

東京	川崎	5.7	12.1	27.4	42.5	50.3	76.1	86.2	95.7	113.9	140.2	154.2	166.0	178.0	189.0	194.2	200.2	211.8	215.8	222.4	230.9	243.5	261.4	272.6	285.8	296.5	303.2																			
	川崎	6.4	12.1	27.4	42.5	50.3	76.1	86.2	95.7	113.9	140.2	154.2	166.0	178.0	189.0	194.2	200.2	211.8	215.8	222.4	230.9	243.5	261.4	272.6	285.8	296.5	303.2																			
東京	青葉	6.4	12.1	27.4	42.5	50.3	76.1	86.2	95.7	113.9	140.2	154.2	166.0	178.0	189.0	194.2	200.2	211.8	215.8	222.4	230.9	243.5	261.4	272.6	285.8	296.5	303.2																			
	青葉	5.7	12.1	27.4	42.5	50.3	76.1	86.2	95.7	113.9	140.2	154.2	166.0	178.0	189.0	194.2	200.2	211.8	215.8	222.4	230.9	243.5	261.4	272.6	285.8	296.5	303.2																			
東京	厚木	6.4	12.1	27.4	42.5	50.3	76.1	86.2	95.7	113.9	140.2	154.2	166.0	178.0	189.0	194.2	200.2	211.8	215.8	222.4	230.9	243.5	261.4	272.6	285.8	296.5	303.2																			
	厚木	5.7	12.1	27.4	42.5	50.3	76.1	86.2	95.7	113.9	140.2	154.2	166.0	178.0	189.0	194.2	200.2	211.8	215.8	222.4	230.9	243.5	261.4	272.6	285.8	296.5	303.2																			
東京	中井	15.1	30.4	38.2	64.0	74.1	83.6	101.8	128.1	142.1	153.9	165.9	176.9	182.1	188.1	199.7	203.7	210.3	220.8	231.4	249.3	260.5	273.7	284.4	291.1	298.5	304.1																			
	中井	7.8	15.1	30.4	38.2	64.0	74.1	83.6	101.8	128.1	142.1	153.9	165.9	176.9	182.1	188.1	199.7	203.7	210.3	220.8	231.4	249.3	260.5	273.7	284.4	291.1	298.5	304.1																		
東京	御殿場	10.1	19.6	37.8	64.1	78.1	89.9	101.9	112.9	118.1	124.1	135.7	139.7	146.3	156.8	167.4	175.3	186.4	199.6	210.3	227.1	242.4	259.7	280.2	293.4	304.1																				
	御殿場	25.8	35.9	45.4	63.6	89.9	103.9	115.7	127.7	138.7	143.9	149.9	161.5	165.5	172.1	182.6	193.2	211.1	222.3	235.5	246.2	252.9	260.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1																		
東京	沼津	9.5	19.6	37.8	64.1	78.1	89.9	101.9	112.9	118.1	124.1	135.7	139.7	146.3	156.8	167.4	175.3	186.4	199.6	210.3	227.1	242.4	259.7	280.2	293.4	304.1																				
	沼津	18.2	35.9	45.4	63.6	89.9	103.9	115.7	127.7	138.7	143.9	149.9	161.5	165.5	172.1	182.6	193.2	211.1	222.3	235.5	246.2	252.9	260.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1																		
東京	清水	14.0	25.8	37.8	64.1	78.1	89.9	101.9	112.9	118.1	124.1	135.7	139.7	146.3	156.8	167.4	175.3	186.4	199.6	210.3	227.1	242.4	259.7	280.2	293.4	304.1																				
	清水	26.3	40.3	52.1	64.1	75.1	80.3	86.3	97.9	101.9	108.5	119.0	129.6	147.5	158.7	171.9	182.6	189.3	207.5	217.0	230.1	243.3	254.0	267.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1																	
東京	焼津	11.8	23.8	34.8	40.0	46.0	57.6	61.6	68.2	78.7	89.3	107.2	118.4	131.6	142.3	149.0	163.0	171.9	182.6	189.3	207.5	217.0	230.1	243.3	254.0	267.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1															
	焼津	23.0	34.8	40.0	46.0	57.6	61.6	68.2	78.7	89.3	107.2	118.4	131.6	142.3	149.0	163.0	171.9	182.6	189.3	207.5	217.0	230.1	243.3	254.0	267.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1																
東京	吉田	12.0	23.0	34.2	45.8	49.8	56.4	66.9	77.5	95.4	106.6	119.8	130.5	137.2	149.0	163.0	171.9	182.6	189.3	207.5	217.0	230.1	243.3	254.0	267.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1																
	吉田	23.0	34.2	45.8	49.8	56.4	66.9	77.5	95.4	106.6	119.8	130.5	137.2	149.0	163.0	171.9	182.6	189.3	207.5	217.0	230.1	243.3	254.0	267.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1																	
東京	相良	6.0	11.2	22.8	26.8	33.4	43.9	54.5	72.4	83.6	96.8	107.5	114.2	125.2	137.2	147.8	165.7	176.9	190.1	200.8	207.5	217.0	230.1	243.3	254.0	267.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1															
	相良	11.0	16.2	33.8	37.8	44.4	54.9	65.5	83.4	94.6	107.8	118.5	125.2	137.2	147.8	165.7	176.9	190.1	200.8	207.5	217.0	230.1	243.3	254.0	267.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1																
東京	掛川	5.2	11.2	22.8	26.8	33.4	43.9	54.5	72.4	83.6	96.8	107.5	114.2	125.2	137.2	147.8	165.7	176.9	190.1	200.8	207.5	217.0	230.1	243.3	254.0	267.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1															
	掛川	11.0	16.2	33.8	37.8	44.4	54.9	65.5	83.4	94.6	107.8	118.5	125.2	137.2	147.8	165.7	176.9	190.1	200.8	207.5	217.0	230.1	243.3	254.0	267.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1																
東京	袋井	4.0	10.6	22.2	26.2	32.7	43.3	61.2	72.4	85.6	96.3	103.0	109.0	114.2	125.2	137.2	147.8	165.7	176.9	190.1	200.8	207.5	217.0	230.1	243.3	254.0	267.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1														
	袋井	11.6	15.6	32.2	36.2	42.7	53.3	71.2	82.4	95.6	106.8	113.5	120.2	125.2	137.2	147.8	165.7	176.9	190.1	200.8	207.5	217.0	230.1	243.3	254.0	267.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1															
東京	豊田	6.6	17.1	33.7	37.7	44.2	54.8	72.7	83.9	97.1	108.3	115.0	121.7	126.7	136.2	146.7	164.6	175.8	189.0	200.3	207.0	217.0	230.1	243.3	254.0	267.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1															
	豊田	11.6	15.6	32.2	36.2	42.7	53.3	71.2	82.4	95.6	106.8	113.5	120.2	125.2	137.2	147.8	165.7	176.9	190.1	200.8	207.5	217.0	230.1	243.3	254.0	267.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1															
東京	浜松西	10.5	21.1	39.0	50.2	63.4	74.1	80.8	87.4	91.4	96.8	107.5	114.2	125.2	137.2	147.8	165.7	176.9	190.1	200.8	207.5	217.0	230.1	243.3	254.0	267.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1															
	浜松西	17.9	29.1	42.3	53.0	59.7	63.6	70.3	74.1	78.4	83.6	96.8	107.5	114.2	125.2	137.2	147.8	165.7	176.9	190.1	200.8	207.5	217.0	230.1	243.3	254.0	267.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1														
東京	三ヶ日	10.6	21.1	39.0	50.2	63.4	74.1	80.8	87.4	91.4	96.8	107.5	114.2	125.2	137.2	147.8	165.7	176.9	190.1	200.8	207.5	217.0	230.1	243.3	254.0	267.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1															
	三ヶ日	17.9	29.1	42.3	53.0	59.7	63.6	70.3	74.1	78.4	83.6	96.8	107.5	114.2	125.2	137.2	147.8	165.7	176.9	190.1	200.8	207.5	217.0	230.1	243.3	254.0	267.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1														
東京	豊川	11.2	24.4	35.1	41.8	48.5	55.2	61.9	68.6	75.3	82.0	88.7	95.4	102.1	108.8	115.5	122.2	128.9	135.6	142.3	149.0	155.7	162.4	169.1	175.8	182.5	189.2	195.9	202.6	209.3	216.0	222.7	229.4	236.1	242.8	249.5	256.2	262.9	269.6	276.3	283.0	289.7	296.4	303.1		
	豊川	17.9	29.1	42.3	53.0	59.7	63.6	70.3	74.1	78.4	83.6	96.8	107.5	114.2	125.2	137.2	147.8	165.7	176.9	190.1	200.8	207.5	217.0	230.1	243.3	254.0	267.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1														
東京	音羽	11.2	24.4	35.1	41.8	48.5	55.2	61.9	68.6	75.3	82.0	88.7	95.4	102.1	108.8	115.5	122.2	128.9	135.6	142.3	149.0	155.7	162.4	169.1	175.8	182.5	189.2	195.9	202.6	209.3	216.0	222.7	229.4	236.1	242.8	249.5	256.2	262.9	269.6	276.3	283.0	289.7	296.4	303.1		
	音羽	17.9	29.1	42.3	53.0	59.7	63.6	70.3	74.1	78.4	83.6	96.8	107.5	114.2	125.2	137.2	147.8	165.7	176.9	190.1	200.8	207.5	217.0	230.1	243.3	254.0	267.7	275.8	284.4	291.1	298.5	304.1														
東京	蒲郡	13.2	23.9	30.6	37.3	44.0	50.7	57.4	64.1	70.8	77.5	84.2	90.9	97.6	104.3	111.0	117.7	124.4	131.1	137.8	144.5	151.2	157.9	164.6	171.3	178.0	184.7	191.4	198.1	204.8	211.5	218.2	224.9	231.6	238.3	245.0	251.7	258.4	265.1	271.8	278.5	285.2	291.9	298.6	305.3	312.0
	蒲郡	17.9	29.1	42.3	53.0	59.7	63.6	70.3</																																						

第二東海自動車道横浜名古屋線（豊田東シヤカガシ・東海間）

		大府		東海	
		名古屋		3.6	
		南		1.5 5.1	
		豊明		5.3 6.8 10.4	
		豊田南		7.6 12.9 14.4 18.0	
		豊田		7.6 15.2 20.5 22.0 25.6	
		豊田東		1.9 9.5 17.1 22.4 23.9 27.5	
		豊田東		3.1 5.0 12.6 20.2 25.5 27.0 30.6	

中部横断自動車道（南777シヤカガシ・双葉シヤカガシ間）

		甲府		重崎	
		白根		昭和	
		南777シヤカガシ		13.5 11.3	
				3.0	

北陸自動車道（朝日・米原シヤカガシ間）

		甲府		重崎		木之本	
		白根		昭和		23.2 37.0	
		南777シヤカガシ		13.5 11.3		21.5 44.7 58.5	
				3.0		12.5 34.0 57.2 71.0	
						5.4 17.9 39.4 62.6 76.4	
						11.2 16.6 29.1 50.6 73.8 87.6	
						23.0 35.5 57.0 80.2 94.0	
						6.4 17.6 23.0 35.5 57.0 80.2 94.0	
						10.5 17.3 23.7 34.9 40.3 52.8 74.3 97.5 111.3	
						17.8 24.6 31.0 42.2 47.6 60.1 81.6 104.8 118.6	
						19.8 30.3 37.1 43.5 54.7 60.1 72.6 94.1 117.3 131.1	
						28.4 38.9 45.7 52.1 63.3 68.7 81.2 102.7 125.9 139.7	
						39.4 49.9 56.7 63.1 74.3 79.7 92.2 113.7 136.9 150.7	
						51.6 62.1 68.9 75.3 86.5 91.9 104.4 125.9 149.1 162.9	
						62.5 73.0 79.8 86.2 97.4 102.8 115.3 136.8 160.0 173.8	
						76.9 87.4 94.2 100.6 111.8 117.2 129.7 151.2 174.4 188.2	
						82.4 92.9 99.7 106.1 117.3 122.7 135.2 156.7 179.9 193.7	
						96.3 96.8 103.6 110.0 121.2 126.6 139.1 160.6 183.8 197.6	
						100.6 111.1 117.9 124.3 135.5 140.9 153.4 174.9 198.1 211.9	
						105.8 116.3 123.1 129.5 140.7 146.1 158.6 180.1 203.3 217.1	
						113.2 123.7 130.5 136.9 148.1 153.5 166.0 187.5 210.7 224.5	
						118.2 125.5 136.0 142.8 149.2 160.4 165.8 178.3 199.8 223.0 236.8	
						126.3 133.6 144.1 150.9 157.3 168.5 173.9 186.4 207.9 231.1 244.9	
						142.9 153.6 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						145.2 152.5 163.0 169.8 176.2 187.4 192.8 205.3 226.8 250.0 263.8	
						153.9 161.2 171.7 178.5 184.9 196.1 201.5 214.0 235.5 258.7 272.5	
						141.4 153.9 161.2 171.7 178.5 184.9 196.1 201.5 214.0 235.5 258.7 272.5	
						132.8 141.4 153.9 161.2 171.7 178.5 184.9 196.1 201.5 214.0 235.5 258.7 272.5	
						121.8 132.8 141.4 153.9 161.2 171.7 178.5 184.9 196.1 201.5 214.0 235.5 258.7 272.5	
						109.6 121.8 132.8 141.4 153.9 161.2 171.7 178.5 184.9 196.1 201.5 214.0 235.5 258.7 272.5	
						98.7 109.6 121.8 132.8 141.4 153.9 161.2 171.7 178.5 184.9 196.1 201.5 214.0 235.5 258.7 272.5	
						84.3 98.7 109.6 121.8 132.8 141.4 153.9 161.2 171.7 178.5 184.9 196.1 201.5 214.0 235.5 258.7 272.5	
						78.8 84.3 98.7 109.6 121.8 132.8 141.4 153.9 161.2 171.7 178.5 184.9 196.1 201.5 214.0 235.5 258.7 272.5	
						70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	
						8.7 9.6 18.3 27.6 35.7 44.0 48.0 55.4 60.6 66.2 70.1 75.6 80.4 83.6 91.3 103.5 114.5 123.1 135.6 142.9 153.4 160.2 166.6 177.8 183.2 195.7 217.2 240.4 254.8	

	米原	関ヶ原	彦根
	シヤクツヨク	15.7	7.8
	0.7	16.4	8.5
長浜	8.9	9.6	
木之本	22.7	23.4	
敦賀	45.9	46.6	
今庄	67.4	68.1	
武生	79.9	80.6	
鱒江	85.3	86.0	
福井	96.5	97.2	
福井北	102.9	103.6	
丸岡	109.7	110.4	
金津	120.2	120.9	
加賀	127.5	128.2	
片山津	140.0	140.7	
小松	148.6	149.3	
美川	159.6	160.3	
金沢西	171.8	172.5	
金沢東	179.5	180.2	
金沢森本	182.7	183.4	
小矢部	197.1	197.8	
小矢部崎原	202.6	203.3	
砺波	206.5	207.2	
小杉	220.8	221.5	
富山西	226.0	226.7	
富山	233.4	234.1	
立山	245.7	246.4	
清川	253.8	254.5	
魚津	263.1	263.8	
黒部	272.7	273.4	
朝日	281.4	282.1	

近畿自動車道名古屋開線（名古屋西・龜山南シヤクツヨク間）

	伊勢開	去濃	7.7
	-	-	-
	龜山	11.4	
	鈴鹿	9.6	21.0
	四日市	6.4	27.4
	桑名東	5.9	33.3
	桑名	3.9	37.2
	長島	7.2	40.5
	弥富	3.7	44.2
	蟹江	5.3	49.5
名古屋西	3.7	12.7	53.2

近畿自動車道伊勢線（伊勢開・伊勢間）

	伊勢開	去濃	6.3	14.8	21.1	26.9	33.3	47.2	57.5	67.0
	津	8.5	12.1	18.5	27.0	40.9	51.2	60.7		
	久居	6.3	12.1	18.5	27.0	40.9	51.2	60.7		
	一志	5.8	12.2	26.1	36.4	45.9				
	燻野	6.4	20.3	30.6	40.1					
	松阪	6.4	20.3	30.6	40.1					
	勢和多気	13.9	24.2	33.7						
	玉城	10.3	19.8							
	伊勢西・伊勢	9.5								

近畿自動車道名古屋神戸線（飛鳥・四日市シヤクツヨク間）

	飛鳥	5.1	9.1	11.6	13.4	-
	海津弥富・長島	4.0	6.5	8.3	-	-
	弥富木曾岬	4.0	6.5	8.3	-	-
	湾岸	2.5	4.3	-	-	-
	湾岸	1.8	-	-	-	-
	川越	-	-	-	-	-
	桑名	5.5	4.6	-	-	-
	四日市東	9.6	8.7	-	-	-
	桑名	5.5	4.6	-	-	-
	朝日	5.5	4.6	-	-	-
	みえ	9.6	8.7	-	-	-
	四日市	9.6	8.7	-	-	-

近畿自動車道尾鷲勢和線（大宮大台・勢和多気間）

	大宮大台	13.4
	勢和多気	13.4

別紙 4

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
200	300	250
250	350	300
300	400	350
350	500	450
400	550	500
450	600	600
500	650	650
550	750	750
600	800	800
650	850	850
700	950	950
750	1,000	1,000
800	1,050	1,050
850	1,150	1,150
900	1,200	1,200
950	1,250	1,250
1,000	1,300	1,350
1,050	1,400	1,400
1,100	1,450	1,450
1,150	1,500	1,500
1,200	1,600	1,600
1,250	1,650	1,650
1,300	1,700	1,700
1,350	1,800	1,800
1,400	1,850	1,850
1,450	1,900	1,900
1,500	1,950	2,000
1,550	2,050	2,050
1,600	2,100	2,100
1,650	2,150	2,200
1,700	2,250	2,250

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
1,750	2,300	2,300
1,800	2,350	2,400
1,850	2,450	2,450
1,900	2,500	2,500
1,950	2,550	2,600
2,000	2,600	2,650
2,050	2,700	2,700
2,100	2,750	2,800
2,150	2,800	2,850
2,200	2,900	2,900
2,250	2,950	3,000
2,300	3,000	3,050
2,350	3,100	3,100
2,400	3,150	3,200
2,450	3,200	3,250
2,500	3,250	3,300
2,550	3,350	3,400
2,600	3,400	3,450
2,650	3,450	3,500
2,700	3,550	3,600
2,750	3,600	3,650
2,800	3,650	3,700
2,850	3,750	3,800
2,900	3,800	3,850
2,950	3,850	3,900
3,000	3,900	4,000
3,050	4,000	4,050
3,100	4,050	4,100
3,150	4,100	4,150
3,200	4,200	4,250
3,250	4,250	4,300
3,300	4,300	4,350

第一東海自動車道の集中工事に伴う料金調整対象インターチェンジ

路線名	対象インターチェンジ
中央自動車道 西宮線	小牧東インターチェンジ 小牧インターチェンジから西宮インターチェンジまで
第一東海自動車道	名古屋インターチェンジから小牧インターチェンジまで
東海北陸自動車道	一宮西インターチェンジから飛騨清見インターチェンジまで
第二東海自動車道	豊田南インターチェンジから東海インターチェンジまで
北陸自動車道	片山津インターチェンジから米原インターチェンジまで
近畿自動車道 伊勢線	伊勢関インターチェンジから伊勢インターチェンジまで
近畿自動車道 名古屋関線	名古屋西インターチェンジから亀山インターチェンジまで
近畿自動車道 名古屋神戸線	飛島インターチェンジからみえ川越インターチェンジまで 草津田上インターチェンジ
近畿自動車道 敦賀線	三田西インターチェンジから小浜西インターチェンジまで
中国縦貫自動車道	中国吹田インターチェンジから下関インターチェンジまで
山陽自動車道 吹田山口線	神戸北インターチェンジから廿日市インターチェンジまで 大竹インターチェンジから山口南インターチェンジまで
山陽自動車道 宇部下関線	宇部ジャンクションインターチェンジから埴生インターチェンジまで
中国横断自動車道 岡山米子線	岡山総社インターチェンジから有漢インターチェンジまで 久世インターチェンジから米子インターチェンジまで
中国横断自動車道 広島浜田線	広島西風新都インターチェンジから広島北インターチェンジまで 大朝インターチェンジから浜田インターチェンジまで
四国縦貫自動車道	徳島インターチェンジから井川池田インターチェンジまで 三島川之江インターチェンジから大洲インターチェンジまで
四国横断自動車道 阿南中村線	鳴門インターチェンジから津田東インターチェンジまで 高松東インターチェンジから須崎東インターチェンジまで
九州縦貫自動車道 鹿児島線	門司インターチェンジから鹿児島インターチェンジまで
九州縦貫自動車道 宮崎線	小林インターチェンジから宮崎インターチェンジまで
九州横断自動車道 長崎大分線	長崎多良見インターチェンジから大分米良インターチェンジまで
東九州自動車道	大分米良インターチェンジから津久見インターチェンジまで 西都インターチェンジから清武インターチェンジまで 末吉財部インターチェンジから隼人東インターチェンジまで
関門自動車道	下関インターチェンジから門司インターチェンジまで
一般有料道路 東海環状自動車道	豊田藤岡インターチェンジからせと品野インターチェンジまで

沖縄自動車道における特別措置に基づく割引後の料金の額

区間	料金の額(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
那覇インターチェンジ から西原インターチェンジ まで	150	200	200	250	350
那覇インターチェンジ から北中城インターチェンジ まで	250	300	300	400	650
那覇インターチェンジ から沖縄南インターチェンジ まで	300	400	450	600	900
那覇インターチェンジ から沖縄北インターチェンジ まで	400	500	550	750	1,150
那覇インターチェンジ から石川インターチェンジ まで	500	600	750	950	1,550
那覇インターチェンジ から屋嘉インターチェンジ まで	550	700	750	1,050	1,650
那覇インターチェンジ から金武インターチェンジ まで	600	750	850	1,150	1,850
那覇インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	700	850	1,000	1,350	2,200
那覇インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	800	1,000	1,150	1,600	2,550
西原ジャンクションから西原インターチェンジ まで	150	150	150	200	250
西原ジャンクションから北中城インターチェンジ まで	250	250	300	350	550
西原ジャンクションから沖縄南インターチェンジ まで	300	350	400	500	800
西原ジャンクションから沖縄北インターチェンジ まで	400	450	500	700	1050
西原ジャンクションから石川インターチェンジ まで	500	600	700	900	1400
西原ジャンクションから屋嘉インターチェンジ まで	500	600	750	950	1550
西原ジャンクションから金武インターチェンジ まで	600	700	850	1100	1750
西原ジャンクションから宜野座インターチェンジ まで	700	800	950	1300	2100
西原ジャンクションから許田インターチェンジ まで	750	950	1100	1500	2450
西原インターチェンジ から北中城インターチェンジ まで	150	200	200	250	400
西原インターチェンジ から沖縄南インターチェンジ まで	250	300	300	450	650
西原インターチェンジ から沖縄北インターチェンジ まで	300	400	450	600	900
西原インターチェンジ から石川インターチェンジ まで	450	500	600	800	1,300
西原インターチェンジ から屋嘉インターチェンジ まで	500	600	700	850	1,400
西原インターチェンジ から金武インターチェンジ まで	550	650	750	1,000	1,600
西原インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	650	750	900	1,200	1,950
西原インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	750	900	1,050	1,400	2,300
北中城インターチェンジ から沖縄南インターチェンジ まで	150	200	200	250	350
北中城インターチェンジ から沖縄北インターチェンジ まで	250	300	300	400	600
北中城インターチェンジ から石川インターチェンジ まで	350	400	500	650	1,000
北中城インターチェンジ から屋嘉インターチェンジ まで	400	450	550	700	1,100
北中城インターチェンジ から金武インターチェンジ まで	450	550	650	850	1,300
北中城インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	550	700	750	1,050	1,650
北中城インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	650	800	900	1,250	2,000
沖縄南インターチェンジ から沖縄北インターチェンジ まで	150	200	200	250	300
沖縄南インターチェンジ から石川インターチェンジ まで	300	300	300	500	700
沖縄南インターチェンジ から屋嘉インターチェンジ まで	300	350	400	550	850
沖縄南インターチェンジ から金武インターチェンジ まで	400	450	450	700	1,050
沖縄南インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	500	600	600	850	1,400
沖縄南インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	600	700	750	1,100	1,750
沖縄北インターチェンジ から石川インターチェンジ まで	200	250	250	300	500
沖縄北インターチェンジ から屋嘉インターチェンジ まで	250	300	300	400	600
沖縄北インターチェンジ から金武インターチェンジ まで	300	350	400	550	850
沖縄北インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	400	500	550	750	1,150
沖縄北インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	500	600	700	950	1,500

石川インターチェンジ から屋嘉インターチェンジ まで	150	150	150	150	200
石川インターチェンジ から金武インターチェンジ まで	150	150	150	250	400
石川インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	300	300	300	450	750
石川インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	400	450	450	700	1,150
金武インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	150	150	150	250	400
金武インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	300	300	300	450	750
宜野座インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	150	150	150	250	450

(注) 通行止めによって高速自動車国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い当該経路の終点となるインターチェンジから再び流入して高速自動車国道を順方向に走行した自動車が発明書を提出した場合の、再流入後に利用した区間の当該特別措置に基づく割引後の料金の額は、上表に掲げる額から全車種一律100円を控除したものとする。

別紙 7

1 . 本州四国連絡橋公団の管理する瀬戸中央自動車道で通行止めがあった場合

路線名	インターチェンジ名
山陽自動車道吹田山口線	和気、山陽、岡山、早島、倉敷、玉島、鴨方、笠岡、福山東、福山西
中国横断自動車道岡山米子線	岡山総社
四国横断自動車道阿南中村線	坂出、善通寺、高松檀紙

2 . 本州四国連絡橋公団の管理する神戸淡路鳴門自動車道で通行止めがあった場合

路線名	インターチェンジ名
中央自動車道西宮線	西宮
中国縦貫自動車道	西宮北、西宮山口ジャンクション、神戸三田、吉川、滝野社
山陽自動車道吹田山口線	神戸北、神戸西、三木東、三木小野、山陽姫路東、山陽姫路西、龍野、龍野西
四国横断自動車道阿南中村線	鳴門、板野、引田

別紙 8 一般有料道路等のキロ程（単位：k m）

百石道路

下田百石	八戸北	5.2
------	-----	-----

仙台東部道路

巨理	岩沼	仙台空港	名取	仙台東		仙台港北	
				仙台若林	4.4	5.2	
		3.3	6.7	3.0	7.4	9.6	
		5.5	9.7	10.0	14.1	19.3	
		2.2	12.2	13.0	17.4	22.6	
				15.2	19.6	24.8	

仙台北部道路

利府	利府	5.2
利府しらかし台	利府	5.2

三陸縦貫自動車道（仙塩道路）

仙台港北	利府	2.2
利府	利府塩釜	1.6
利府	利府	3.8
仙台港北	利府	4.0
	利府	5.6
	利府	7.8

三陸縦貫自動車道（矢本石巻道路）

鳴瀬興松島	矢本	5.8
	石巻港	4.2
	石巻河内	2.4
	石巻	6.6
	石巻	10.0
	石巻	12.4

湯沢横手道路

横手	湯沢	7.7
	十文字	5.8
	湯沢	13.5

秋田外環状道路

	秋田北	9.5
--	-----	-----

琴丘能代道路

能代南	八竜	4.1
	琴丘森岳	13.0
	能代南	17.1

東水戸道路

水戸南	水戸大洗	5.4
	ひたちなか	4.8
	ひたちなか	10.2

千葉東金道路

千葉東	大宮	3.2
	高田	4.3
	高田	7.5
	中野	3.9
	中野	6.4
	中野	8.2
	中野	10.7
	中野	11.4
	山田	2.5
	山田	4.7
	山田	8.6
	山田	13.4
	山田	17.3
	山田	21.6
	山田	24.8
	東金	2.2
	東金	10.9
	東金	16.1
	東金	18.3
	東金	20.8
	東金	24.7
	東金	29.0
	東金	32.2

東京湾横断道路連絡道

木更津西	袖ヶ浦	3.2
	木更津金田	3.9
	木更津金田	7.1

富津館山道路

館南富山	館南保田	3.2
	富津金谷	3.7
	富津竹岡	4.1
	富津保田	6.9
	富津保田	11.0

京葉道路

千葉西	宮野木	0.3
	宮野木	2.5
	宮野木	2.8
	宮野木	5.9
	宮野木	8.7
	宮野木	10.0
	宮野木	11.8
	宮野木	12.7
	宮野木	14.3
	宮野木	14.6
	宮野木	15.6
	宮野木	16.6
	宮野木	17.6
	宮野木	18.6
	宮野木	19.6
	宮野木	20.6
	宮野木	21.6
	宮野木	22.6
	宮野木	23.6
	宮野木	24.6
	宮野木	25.6
	宮野木	26.6
	宮野木	27.6
	宮野木	28.6
	宮野木	29.6
	宮野木	30.6
	宮野木	31.6
	宮野木	32.6
	宮野木	33.6
	宮野木	34.6
	宮野木	35.6
	宮野木	36.6
	宮野木	37.6
	宮野木	38.6
	宮野木	39.6
	宮野木	40.6
	宮野木	41.6
	宮野木	42.6
	宮野木	43.6
	宮野木	44.6
	宮野木	45.6
	宮野木	46.6
	宮野木	47.6
	宮野木	48.6
	宮野木	49.6
	宮野木	50.6
	宮野木	51.6
	宮野木	52.6
	宮野木	53.6
	宮野木	54.6
	宮野木	55.6
	宮野木	56.6
	宮野木	57.6
	宮野木	58.6
	宮野木	59.6
	宮野木	60.6
	宮野木	61.6
	宮野木	62.6
	宮野木	63.6
	宮野木	64.6
	宮野木	65.6
	宮野木	66.6
	宮野木	67.6
	宮野木	68.6
	宮野木	69.6
	宮野木	70.6
	宮野木	71.6
	宮野木	72.6
	宮野木	73.6
	宮野木	74.6
	宮野木	75.6
	宮野木	76.6
	宮野木	77.6
	宮野木	78.6
	宮野木	79.6
	宮野木	80.6
	宮野木	81.6
	宮野木	82.6
	宮野木	83.6
	宮野木	84.6
	宮野木	85.6
	宮野木	86.6
	宮野木	87.6
	宮野木	88.6
	宮野木	89.6
	宮野木	90.6
	宮野木	91.6
	宮野木	92.6
	宮野木	93.6
	宮野木	94.6
	宮野木	95.6
	宮野木	96.6
	宮野木	97.6
	宮野木	98.6
	宮野木	99.6
	宮野木	100.6

首都圏中央連絡自動車道

つくば	つくば	1.5
つくば	つくば	3.0
つくば	つくば	4.5
つくば	つくば	6.0
つくば	つくば	7.5
つくば	つくば	9.0
つくば	つくば	10.5
つくば	つくば	12.0
つくば	つくば	13.5
つくば	つくば	15.0
つくば	つくば	16.5
つくば	つくば	18.0
つくば	つくば	19.5
つくば	つくば	21.0
つくば	つくば	22.5
つくば	つくば	24.0
つくば	つくば	25.5
つくば	つくば	27.0
つくば	つくば	28.5
つくば	つくば	30.0
つくば	つくば	31.5
つくば	つくば	33.0
つくば	つくば	34.5
つくば	つくば	36.0
つくば	つくば	37.5
つくば	つくば	39.0
つくば	つくば	40.5
つくば	つくば	42.0
つくば	つくば	43.5
つくば	つくば	45.0
つくば	つくば	46.5
つくば	つくば	48.0
つくば	つくば	49.5
つくば	つくば	51.0
つくば	つくば	52.5
つくば	つくば	54.0
つくば	つくば	55.5
つくば	つくば	57.0
つくば	つくば	58.5
つくば	つくば	60.0
つくば	つくば	61.5
つくば	つくば	63.0
つくば	つくば	64.5
つくば	つくば	66.0
つくば	つくば	67.5
つくば	つくば	69.0
つくば	つくば	70.5
つくば	つくば	72.0
つくば	つくば	73.5
つくば	つくば	75.0
つくば	つくば	76.5
つくば	つくば	78.0
つくば	つくば	79.5
つくば	つくば	81.0
つくば	つくば	82.5
つくば	つくば	84.0
つくば	つくば	85.5
つくば	つくば	87.0
つくば	つくば	88.5
つくば	つくば	90.0
つくば	つくば	91.5
つくば	つくば	93.0
つくば	つくば	94.5
つくば	つくば	96.0
つくば	つくば	97.5
つくば	つくば	99.0
つくば	つくば	100.5

伊勢湾岸道路

東海	名港潮見	1.7
	名港中央	2.4
	名港中央	4.1
	名港中央	5.8
	名港中央	7.5
	名港中央	9.2
	名港中央	10.9
	名港中央	12.6
	名港中央	14.3
	名港中央	16.0
	名港中央	17.7
	名港中央	19.4
	名港中央	21.1
	名港中央	22.8
	名港中央	24.5
	名港中央	26.2
	名港中央	27.9
	名港中央	29.6
	名港中央	31.3
	名港中央	33.0
	名港中央	34.7
	名港中央	36.4
	名港中央	38.1
	名港中央	39.8
	名港中央	41.5
	名港中央	43.2
	名港中央	44.9
	名港中央	46.6
	名港中央	48.3
	名港中央	50.0
	名港中央	51.7
	名港中央	53.4
	名港中央	55.1
	名港中央	56.8
	名港中央	58.5
	名港中央	60.2
	名港中央	61.9
	名港中央	63.6
	名港中央	65.3
	名港中央	67.0
	名港中央	68.7
	名港中央	70.4
	名港中央	72.1
	名港中央	73.8
	名港中央	75.5
	名港中央	77.2
	名港中央	78.9
	名港中央	80.6
	名港中央	82.3
	名港中央	84.0
	名港中央	85.7
	名港中央	87.4
	名港中央	89.1
	名港中央	90.8
	名港中央	92.5
	名港中央	94.2
	名港中央	95.9
	名港中央	97.6
	名港中央	99.3
	名港中央	101.0
	名港中央	102.7
	名港中央	104.4
	名港中央	106.1
	名港中央	107.8
	名港中央	109.5
	名港中央	111.2
	名港中央	112.9
	名港中央	114.6
	名港中央	116.3
	名港中央	118.0
	名港中央	119.7
	名港中央	121.4
	名港中央	123.1
	名港中央	124.8
	名港中央	126.5
	名港中央	128.2
	名港中央	129.9
	名港中央	131.6
	名港中央	133.3
	名港中央	135.0
	名港中央	136.7
	名港中央	138.4
	名港中央	140.1
	名港中央	141.8
	名港中央	143.5
	名港中央	145.2
	名港中央	146.9
	名港中央	148.6
	名港中央	150.3
	名港中央	152.0
	名港中央	153.7
	名港中央	155.4
	名港中央	157.1
	名港中央	158.8
	名港中央	160.5
	名港中央	162.2
	名港中央	163.9
	名港中央	165.6
	名港中央	167.3
	名港中央	169.0
	名港中央	170.7
	名港中央	172.4
	名港中央	174.1
	名港中央	175.8
	名港中央	177.5
	名港中央	179.2
	名港中央	180.9
	名港中央	182.6
	名港中央	184.3
	名港中央	186.0
	名港中央	187.7
	名港中央	189.4
	名港中央	191.1
	名港中央	192.8
	名港中央	194.5
	名港中央	196.2
	名港中央	197.9
	名港中央	199.6
	名港中央	201.3
</		

豊田東	3.4	豊田松平	6.3	豊田八	5.7	豊田藤岡	7.8	世と赤津	2.8	土岐南多治見	10.9	土岐	2.9	可児御嵩	10.5	美濃加茂	9.4	富加	6.3	美濃関	7.0
	9.7	15.4	23.2	26.0	36.9	39.8	50.3	59.7	66.0	73.0											

京磁ハイバス

久御山淀	2.4	久御山	-	巨椋	1.9	宇治西	3.6	宇治東	-	笠取	-	南郷	-	石山	4.9	瀬田東	-	7.9
	3.1	6.7	14.1	20.9	23.9													

第二京阪道路

枚方東	2.4	京田辺本線	-	八幡東	-	久御山南	0.7	久御山J	-	巨椋池	1.0
	6.6	7.1	8.1	9.5	10.5						

湯浅御坊道路

吉備	-	吉備南	2.7	湯浅	3.9	吉備	6.4	吉備	10.9	14.9	19.4
	6.7	14.1	20.9	23.9							

江津道路

江津	-	江津西	5.1	江津東	6.0	江津	11.1	江津	14.5
	3.4	9.4							

広島岩国道路

大竹西	0.7	大野	8.3	大竹	13.0	廿日市	13.7	廿日市	16.6
	2.9	4.7	7.6	15.9	16.6				

高松東道路

吉備	-	吉備南	2.7	湯浅	3.9	吉備	6.4	吉備	10.9	14.9	19.4
	6.7	14.1	20.9	23.9							

今治・小松自動車道（今治小松道路）

今治湯ノ浦	-	東子丹原	9.0	いよ小松北	3.0	今治湯ノ浦	12.0	今治湯ノ浦	13.0
	4.0	4.0							

南九州西回り自動車道（八代日奈久道路）

八代	6.6	八代南	5.4	日奈久	12.0
	12.0				

宇佐別府道路

宇佐	4.6	院内	5.2	安心院	9.8	速見	16.1	速見	22.4
	11.5	17.8	22.4						

日出ハイバス

速見	-	日出	9.0

隼人道路

加治木	-	隼人西	3.3	隼人東	4.0

那覇空港自動車道（南風原道路）

南風原北	南風原南
3.2	5.1
西原JCT	1.9

三陸縦貫自動車道（仙台松島道路）

利府中	松島海岸	松島大郷	松島北	鳴瀬奥松島
4.0	8.1	4.1	3.4	6.8
	11.5	7.5	10.2	
	14.3		18.3	

仙台南部道路

仙台南	山田	長町	今泉	若林JCT
-	-	5.4	2.5	1.2
		8.5	7.9	3.7
			11.0	9.1
				12.2

縁部宮津道路

舞鶴大江	宮津天橋立
12.1	11.3
縁部JCT	23.4

播磨連絡道路

姫路JCT	花田	豊富	山陽姫路東	船津	福崎南	福崎北	市川南	市川北	神崎南	神崎北	生野	生野北第一	生野北第二	朝来	和田山
4.7	1.9	-	3.0	4.1	5.0	9.1	8.3	9.2	5.9	7.4	-	-	-	-	12.1
	6.6	-	7.1	4.1	9.1	12.1	12.4	12.5	9.2	16.6	12.4	21.6	24.5	0.5	17.6
		-	9.0	13.7	14.0	17.3	18.3	18.3	9.2	19.9	24.9	29.9	27.8	-	5.5
		-	18.7	18.7	18.7	22.0	27.9	27.9	31.2	29.0	34.0	36.9	36.9	-	20.3
		-	21.3	21.3	21.3	26.5	27.9	27.9	38.6	29.0	37.0	39.9	41.9	-	32.4
		-	23.2	23.2	23.2	33.9	31.2	31.2	43.6	32.0	43.6	44.9	46.5	-	41.6
		-	32.0	32.0	32.0	38.9	31.2	31.2	46.5	33.9	46.5	49.9	51.5	-	44.9
		-	37.0	37.0	37.0	46.8	46.5	46.5	51.5	43.6	51.5	54.0	57.0	-	57.0
		-	41.8	41.8	41.8	58.9	51.5	51.5	63.6	46.8	63.6	63.6	63.6	-	63.6

山口宇部有料道路

嘉川	由良	阿知須	宇部西	宇部東	宇部南
-	1.7	2.4	0.8	5.9	5.9
	4.7	4.1	3.2	6.7	6.7
		7.1	9.1	9.1	9.1
		10.8	10.8	10.8	10.8
		13.8	13.8	13.8	13.8

神戸淡路鳴門自動車道

神戸西

別紙 9 (平成 17 年 4 月 1 日 ~)

障害者割引を除く割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	路バス							
前納	×	前納						
三線			三線					
深夜				深夜				
早朝				×	早朝			
通勤				×	×	通勤		
大口		×					大口	
マイレージ	×	×					×	マイレージ

(注)「路バス」、「前納」、「三線」、「深夜」、「早朝」、「通勤」、「大口」、「マイレージ」は、それぞれ、乗合型自動車(定期路線)割引、E T C 前納割引、一般有料道路南阪奈道路及び大阪府道路公社の管理する南阪奈有料道路を併せて利用する場合の E T C 連続利用割引、深夜割引、早朝夜間割引、通勤割引、大口・多頻度割引及びマイレージ割引を指すものとする。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	一般有料道路南阪奈道路及び大阪府道路公社の管理する南阪奈有料道路を併せて利用する場合の E T C 連続利用割引
2	深夜割引、早朝夜間割引又は通勤割引
3	乗合型自動車(定期路線)割引
4	E T C 前納割引、大口・多頻度割引又はマイレージ割引

Ⅲ. 一般有料道路の路線名及び料金の徴収区間

一般有料道路の路線名及び料金の徴収区間は下表のとおりとする。

路線名	料金の徴収区間
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道(海老名北～あきる野))	海老名市からあきる野市まで(あきる野インターチェンジを含まない)
一般国道1号(西湘バイパス)	神奈川県中郡二宮町から小田原市まで
一般国道1号(新湘南バイパス)	藤沢市から神奈川県中郡大磯町まで
一般国道271号(小田原厚木道路)	小田原市から厚木市まで
一般国道138号(東富士五湖道路)	富士吉田市から静岡県駿東郡小山町まで
一般国道302号(伊勢湾岸道路)	東海市から愛知県海部郡飛島村まで
一般国道475号(東海環状自動車道)	豊田市から関市まで

Ⅳ. 一般有料道路の料金の額

1. 首都圏中央連絡自動車道(海老名北～あきる野)の料金の額については以下のとおりとする。

(1) 料金の額

(1) 料金の額

各インターチェンジ等相互間の車種区分ごとの通行1回当たりの料金の額(単位:円)は次のとおりとする。

イ 軽自動車

						あきる野	
					八王子北		
			八王子JCT	150	350		
		八王子南	100	200	400		
	城山	200	250	400	600		
	相模原	300	500	550	700	900	
圏央厚木	200	500	700	750	900	1050	
海老名北	150	350	650	850	900	1050	1200

口 普通車

							あきる野
						八王子北	
				八王子JCT	200	400	
			八王子南	100	250	500	
		城山	250	350	500	750	
		相模原	400	650	700	900	1100
	圏央厚木	250	600	850	950	1100	1350
海老名北	200	450	800	1050	1150	1300	1550

八 中型車

							あきる野
						八王子北	
				八王子JCT	200	500	
			八王子南	100	350	600	
		城山	300	400	650	900	
		相模原	450	750	850	1100	1350
	圏央厚木	250	700	1000	1100	1350	1600
海老名北	250	500	950	1250	1350	1600	1850

二 大型車

							あきる野
						八王子北	
				八王子JCT	300	650	
			八王子南	150	450	800	
		城山	400	550	850	1200	
		相模原	650	1050	1150	1450	1850
	圏央厚木	400	1000	1400	1500	1850	2200
海老名北	350	700	1300	1700	1850	2150	2500

ホ 特大車

						あきる野
					八王子北	
			八王子JCT	500	1100	
		八王子南	250	750	1350	
	城山	700	900	1400	2000	
	相模原	1050	1700	1950	2450	3050
圏央厚木	600	1650	2300	2550	3050	3650
海老名北	550	1150	2200	2850	3100	3600
						4200

(注1) 上記における車種区分ごとの自動車の種類は、別表2のとおりとする。

(注2) 本計画道路は、自動車専用道路(道路法第48条の2第2項指定)となる予定である。

(注3) 八王子JCTとは、八王子市裏高尾町に、

設置するジャンクションをいう。

海老名北とは、海老名市中新田に、

圏央厚木とは、厚木市中依知に、

相模原とは、相模原市当麻に、

城山とは、津久井郡城山町に、

八王子南とは、八王子市南浅川町に、

八王子北とは、八王子市下恩方町に、

あきる野とは、あきる野市牛沼に、

それぞれ設置するインターチェンジをいう。

(注4) 八王子ジャンクション、海老名北インターチェンジ、圏央厚木インターチェンジ、相模原インターチェンジ、城山インターチェンジ、八王子南インターチェンジ、八王子北インターチェンジ、及びあきる野インターチェンジと他のジャンクション、インターチェンジ相互間の料金については、各ジャンクション、インターチェンジ供用開始の日から適用する。

(2) 料金の割引

道路交通の適正な配分等の見地から、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。)については、回数券の発行による料金の割引率を3割とする。

ハイウェイカード(磁気式前払券をいう。以下同じ。)の発行による料金の割引率は、1割4分以下とする。

障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金、ハイウェイカード又はクレジットカード(ETCカード(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号)第2条第2項の規定に基づき日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団

及び本州四国連絡橋公団が公告したETCシステム利用規程（平成12年12月5日）第2条第4号に規定するETCカードのうち、日本道路公団との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）で徴収する料金の割引率を5割以下とする。また、ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。）の整備がなされている料金所においては、上記の手続きとあわせてETCカードと車載器（同規程同条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する自動車のうち、本割引措置適用のために事前に登録された、対象障害者本人名義のETCカード（対象障害者1人につき1枚に限り、対象障害者が未成年で本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者又は後見人名義のETCカードを含む。）及び車載器を使用する以下の自動車については、無線通信により徴収する料金の割引率を5割以下とする。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。）特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）又は二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。）ただし、営業用の自動車（割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。）を除く。

ロ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者）のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級をいう。）に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三の1（1）に規定する「重度」に該当する者（以下「重度障害者」という。）が乗車し、その移動のために

本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）を、ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度	
視 覚 障 害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	
聴 覚 障 害		2 級及び 3 級	
肢 体	上 肢 不 自 由	1 級、 2 級の 1 及び 2 級の 2	
	下 肢 不 自 由	1 級、 2 級及び 3 級の 1	
	体 幹 不 自 由	1 級から 3 級までの各級	
不 自 由	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能 障害がある場合を除く。）
		移動機能障害	1 級から 3 級までの各級（一下肢のみに 運動機能障害がある場合を除く。）
内 部 障 害	心臓機能障害	1 級から 4 級までの各級	
	じん臓機能障害	1 級から 4 級までの各級	
	呼吸器機能障害	1 級から 4 級までの各級	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級から 3 級までの各級	
	小腸機能障害	1 級から 4 級までの各級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 4 級までの各級	

E T C 特別割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

平成 13 年 11 月 1 日から平成 14 年 6 月 30 日までの間に日本道路公団に対し本割引の申込みを行い、かつ、E T C カード（車載器とともに本割引の適用を受けるための日本道路公団への登録（以下「割引登録」という。）がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

ロ 割引率

料金の割引率は 2 割とする。ただし、割引累計額（当該道路の通行により受けた割引額、道路整備特別措置法第 3 条第 1 項若しくは第 4 項、第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項又は第 5 条第 1 項若しくは第 4 項の許可を受けた他の有料道路の通行により受けた E T C 特別割引による割引額及び同法第 2 条の 4 の認可を受けた高速自動車国道の通行により受けた E T C 特別割引による割引額を合算した額をいう。）は一の割引登録につき 1 万円を上限とする。

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対して E T C 特別割引を

適用する。

ハ 割引を適用する期間

平成13年11月30日から平成16年6月30日までの間

E T C前納割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

E T Cカード（日本道路公団が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、E T C特別割引を受ける自動車の場合は、E T C特別割引のみを適用する。

ロ 割引率

前払いされた料金の割引率は、1割4分以下とする。

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してE T C前納割引を適用する。

有料道路の料金に係る社会実験割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

有料道路を通行し、国の施策として行われる有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率を適宜設定するものとする。

ハ 割引を適用する期間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用期間を限定する。

二 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからハまでの詳細について、事前に届出するものとする。

マイレージ割引については、以下のとおりとする。

イ 割引をする自動車

日本道路公団との契約に基づきE T Cカードを発行する者から貸与を受けたE T Cカード（日本道路公団が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための日本道路公団への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引率

（イ）ポイントの付与

料金の額100円ごとに1ポイントが付与するものとする。

（ロ）ポイントによる割引

日本道路公団が別に定める期間内にカードごとに付与されたポイントの累計数に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額（通行料金に充当）
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引を適用する。

(ハ) 弾力的なポイント付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、社会政策又は営業政策上の観点から弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を行う場合には、事前に届け出るものとする。

ハ 割引を適用する期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間

2. 西湘バイパスの料金の額については以下のとおりとする。

料 金

(イ) 改築区間供用開始の日の前日まで

(通行1回当たり、単位：円)

項目	車種	普通車	大型車	特大車	軽自動車
料金額		150	260	570	100

(注) 上記の自動車の種類は別表3のとおりとする。

(ロ) 改築区間供用開始の日から平成9年3月31日まで

(通行1回当たり、単位：円)

料金所	車種	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等
橘		250	250	400	700	200
国府津		150	150	250	400	100
石橋		200	200	300	550	150

(注1) 上記の自動車の種類は別表2のとおりとする。

(注2) 橘料金所とは小田原市前川に、国府津料金所とは小田原市国府津に、石橋料金所とは小田原市早川にそれぞれ設置する料金所をいう。

(ハ) 平成9年4月1日以降

(通行1回当たり、単位：円)

料金所	車種	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等
橘		250	300	400	700	200
国府津		150	200	250	400	100
石橋		200	250	350	550	150

(注1) 上記の自動車の種類は別表2のとおりとする。

(注2) 橘料金所とは小田原市前川に、国府津料金所とは小田原市国府津に、石橋料金所とは小田原市早川にそれぞれ設置する料金所をいう。

道路交通の適正な配分等の見地から、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス(道路運送法〔昭和26年法律第183号〕第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。)については、特別措置として回数券の割引率を3割とする。

ハイウェイカード（磁気式前払券をいう。以下同じ。）の発行による料金の割引率は、1割4分以下とする。

障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金、ハイウェイカード又はクレジットカード（ETCカード（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第2条第2項の規定に基づき日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が公告したETCシステム利用規程（平成12年12月5日）第2条第4号に規定するETCカードのうち、日本道路公団との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）で徴収する料金の割引率を5割以下とする。また、ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。）の整備がなされている料金所においては、上記の手続きとあわせてETCカードと車載器（同規程同条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する自動車のうち、本割引措置適用のために事前に登録された、対象障害者本人名義のETCカード（対象障害者1人につき1枚に限り、対象障害者が未成年で本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者又は後見人名義のETCカードを含む。）及び車載器を使用する以下の自動車については、無線通信により徴収する料金の割引率を5割以下とする。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。）特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）又は二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。）ただし、営業用の自動車（割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。）を除く。

口 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者）のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級をいう。）に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三の1（1）に規定する「重度」に該当する者（以下「重度障害者」という。）が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度	
視 覚 障 害		1級から3級までの各級及び4級の1	
聴 覚 障 害		2級及び3級	
肢 体	上 肢 不 自 由	1級、2級の1及び2級の2	
	下 肢 不 自 由	1級、2級及び3級の1	
	体 幹 不 自 由	1級から3級までの各級	
不 自 由	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害	1級及び2級（一上肢のみに運動機能 障害がある場合を除く。）
		移動機能障害	1級から3級までの各級（一下肢のみ に運動機能障害がある場合を除く。）
内 部 障 害	心臓機能障害	1級から4級までの各級	
	じん臓機能障害	1級から4級までの各級	
	呼吸器機能障害	1級から4級までの各級	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級から3級までの各級	
	小腸機能障害	1級から4級までの各級	
	ヒ免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級	

E T C特別割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

平成13年11月1日から平成14年6月30日までの間に日本道路公団に対し本割引の申込みを行い、かつ、E T Cカード（車載器とともに本割引の適用を受けるための日本道路公団への登録（以下「割

引登録」という。)がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

ロ 割引率

料金の割引率は2割とする。ただし、割引累計額(当該道路の通行により受けた割引額、道路整備特別措置法第3条第1項若しくは第4項、第3条の2第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第4項の許可を受けた他の有料道路の通行により受けたETC特別割引による割引額及び同法第2条の4の認可を受けた高速自動車国道の通行により受けたETC特別割引による割引額を合算した額をいう。)は一の割引登録につき1万円を上限とする。

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してETC特別割引を適用する。

ハ 割引を適用する期間

平成13年11月30日から平成16年6月30日までの間

ETC前納割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

ETCカード(日本道路公団が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、ETC特別割引を受ける自動車の場合は、ETC特別割引のみを適用する。

ロ 割引率

前払いされた料金の割引率は、1割4分以下とする。

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してETC前納割引を適用する。

有料道路の料金に係る社会実験割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

有料道路を通行し、国の施策として行われる有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率を適宜設定するものとする。

ハ 割引を適用する期間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用期間を限定する。

二 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからハまでの詳細について、事前に届出するものとする。

マイレージ割引については、以下のとおりとする。

イ 割引をする自動車

日本道路公団との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカード(日本道路公団が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための日本道路公団への登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ロ 割引率

(イ)ポイントの付与

料金の額100円ごとに1ポイントを付与するものとする。

(ロ)ポイントによる割引

日本道路公団が別に定める期間内にカードごとに付与されたポイントの累計数に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額(通行料金に充当)
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引を適用する。

(ハ)弾力的なポイント付与及び割引

(イ)及び(ロ)に定めるほか、社会政策又は営業政策上の観点から弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を行う場合には、事前に届け出るものとする。

ハ 割引を適用する期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間

3.新湘南バイパスの料金の額については以下のとおりとする。

(1)延伸区間供用開始の日の前日まで

各インターチェンジ等相互間の自動車の種類ごとの通行一回当りの料金の額(単位:円)は次のとおりとする。

イ.普通車

		藤 沢
	茅ヶ崎中央	300
茅ヶ崎西	100	300

ロ.大型車

		藤 沢
	茅ヶ崎中央	450
茅ヶ崎西	150	460

ハ.特大車

		藤 沢
	茅ヶ崎中央	1,130
茅ヶ崎西	360	1,130

道路交通の適正な配分等の見地から、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。)については、回数券の発行による料金の割引率を3割とする。

ハイウェイカード（磁気式前払券をいう。以下同じ。）の発行による料金の割引率は、1割4分以下とする。

障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金、ハイウェイカード又はクレジットカード（ETCカード（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第2条第2項の規定に基づき日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が公告したETCシステム利用規程（平成12年12月5日）第2条第4号に規定するETCカードのうち、日本道路公団との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）で徴収する料金の割引率を5割以下とする。また、ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。）の整備がなされている料金所においては、上記の手続きとあわせてETCカードと車載器（同規程同条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する自動車のうち、本割引措置適用のために事前に登録された、対象障害者本人名義のETCカード（対象障害者1人につき1枚に限り、対象障害者が未成年で本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者又は後見人名義のETCカードを含む。）及び車載器を使用する以下の自動車については、無線通信により徴収する料金の割引率を5割以下とする。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。）特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）又は二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。）ただし、営業用の自動車（割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。）を除く。

口 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者）のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級をいう。）に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三の1（1）に規定する「重度」に該当する者（以下「重度障害者」という。）が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度
視 覚 障 害 聴 覚 障 害		1級から3級までの各級及び4級の1 2級及び3級
肢 体	上 肢 不 自 由	1級、2級の1及び2級の2
	下 肢 不 自 由	1級、2級及び3級の1
	体 幹 不 自 由	1級から3級までの各級
不 自 由	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害 1級及び2級（一上肢のみに運動機能 障害がある場合を除く。）
		移動機能障害 1級から3級までの各級（一下肢のみ に運動機能障害がある場合を除く。）
内 部 障 害	心臓機能障害	1級から4級までの各級
	じん臓機能障害	1級から4級までの各級
	呼吸器機能障害	1級から4級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級から3級までの各級
	小腸機能障害	1級から4級までの各級
	ヒ免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級

E T C特別割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

平成13年11月1日から平成14年6月30日までの間に日本道路公団に対し本割引の申込みを行い、かつ、E T Cカード（車載器とともに本割引の適用を受けるための日本道路公団への登録（以下「割

引登録」という。)がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

ロ 割引率

料金の割引率は2割とする。ただし、割引累計額(当該道路の通行により受けた割引額、道路整備特別措置法第3条第1項若しくは第4項、第3条の2第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第4項の許可を受けた他の有料道路の通行により受けたE T C特別割引による割引額及び同法第2条の4の認可を受けた高速自動車国道の通行により受けたE T C特別割引による割引額を合算した額をいう。)は一の割引登録につき1万円を上限とする。

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してE T C特別割引を適用する。

ハ 割引を適用する期間

平成13年11月30日から平成16年6月30日までの間

E T C前納割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

E T Cカード(日本道路公団が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、E T C特別割引を受ける自動車の場合は、E T C特別割引のみを適用する。

ロ 割引率

前払いされた料金の割引率は、1割4分以下とする。

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してE T C前納割引を適用する。

有料道路の料金に係る社会実験割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

有料道路を通行し、国の施策として行われる有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率を適宜設定するものとする。

ハ 割引を適用する期間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用期間を限定する。

二 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからハまでの詳細について、事前に届出するものとする。

マイレージ割引については、以下のとおりとする。

イ 割引をする自動車

日本道路公団との契約に基づきE T Cカードを発行する者から貸与を受けたE T Cカード(日本道路公団が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための日本道路公団への登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ロ 割引率

(イ) ポイントの付与

料金の額100円ごとに1ポイントを付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

日本道路公団が別に定める期間内にカードごとに付与されたポイントの累計数に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額（通行料金に充当）
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引を適用する。

(ハ) 弾力的なポイント付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、社会政策又は営業政策上の観点から弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を行う場合には、事前に届け出るものとする。

八 割引を適用する期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間

本道路は、自動車専用道路（道路法第48条の2第2項指定）である。

注1）上記の自動車の種類は、別表1のとおりである。

注2）藤沢とは藤沢市城南に、茅ヶ崎中央とは茅ヶ崎市西久保に、茅ヶ崎西とは茅ヶ崎市下町屋にそれぞれ位置するインターチェンジをいう。

注3）上記の料金は、平成3年11月1日（予定）から適用することとし、当該料金を適用するまでの間は、従前の料金によるものとする。

(2) 延伸区間供用開始の日から

各インターチェンジ等相互間の自動車の種類ごとの通行一回当りの料金の額（単位：円）は次のとおりとする。

イ．普通車

					藤 沢
				茅ヶ崎中央	300
			茅ヶ崎西	100	300
		茅ヶ崎海岸		200	400
	平 塚				
大 磯	300			400	600

ロ．大型車

		藤 沢
	茅ヶ崎中央	460
茅ヶ崎西	150	460

		茅ヶ崎海岸		300	610
	平塚				
大磯	460			610	920

八．特大車

					藤沢
				茅ヶ崎中央	1,150
			茅ヶ崎西	360	1,150
		茅ヶ崎海岸		720	1,510
	平塚				
大磯	1,150			1,510	2,300

道路交通の適正な配分等の見地から、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）については、回数券の発行による料金の割引率を3割とする。

ハイウェイカード（磁気式前払券をいう。以下同じ。）の発行による料金の割引率は、1割4分以下とする。

障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金、ハイウェイカード又はクレジットカード（ETCカード（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第2条第2項の規定に基づき日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が公告したETCシステム利用規程（平成12年12月5日）第2条第4号に規定するETCカードのうち、日本道路公団との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

また、ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。）の整備がなされている料金所においては、上記の手続きとあわせてETCカードと車載器（同規程同条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する自動車のうち、本割引措置適用のために事前に登録された、対象障害者本人名義のETCカード（対象障害者1人につき1枚に限り、対象障害者が未成年で本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者又は後見人名義のETCカードを含む。）及び車載器を使用する以下の自動車については、無線通信により徴収する料金の割引率を5割以下とする。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において

同じ。) 貨物自動車(自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。) 特種用途自動車(自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。) 又は二輪自動車(総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。) で、当該身体障害者又はその親族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。) が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。) 。

ただし、営業用の自動車(割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。) を除く。

- 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三の1(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。) 又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。) 。
- ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴 覚 障 害	2 級及び 3 級

肢 体	上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
	下肢不自由		1級、2級及び3級の1
	体幹不自由		1級から3級までの各級
不 自 由	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害	1級及び2級（一上肢のみに運動機能 障害がある場合を除く。）
		移動機能障害	1級から3級までの各級（一下肢のみ に運動機能障害がある場合を除く。）
内 部 障 害	心臓機能障害		1級から4級までの各級
	じん臓機能障害		1級から4級までの各級
	呼吸器機能障害		1級から4級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1級から3級までの各級
	小腸機能障害		1級から4級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から4級までの各級

E T C特別割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

平成13年11月1日から平成14年6月30日までの間に日本道路公団に対し本割引の申込みを行い、かつ、E T Cカード（車載器とともに本割引の適用を受けるための日本道路公団への登録（以下「割引登録」という。）がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

ロ 割引率

料金の割引率は2割とする。ただし、割引累計額（当該道路の通行により受けた割引額、道路整備特別措置法第3条第1項若しくは第4項、第3条の2第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第4項の許可を受けた他の有料道路の通行により受けたE T C特別割引による割引額及び同法第2条の4の認可を受けた高速自動車国道の通行により受けたE T C特別割引による割引額を合算した額をいう。）は一の割引登録につき1万円を上限とする。

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してE T C特別割引を適用する。

ハ 割引を適用する期間

平成13年11月30日から平成16年6月30日までの間

E T C前納割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

E T Cカード（日本道路公団が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、E T C特別割引を受ける自動車の場合は、E T C特別割引のみを適用する。

ロ 割引率

前払いされた料金の割引率は、1割4分以下とする。

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してE T C前納割引を適用する。

有料道路の料金に係る社会実験割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

有料道路を通行し、国の施策として行われる有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車。

□ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率を適宜設定するものとする。

ハ 割引を適用する期間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用期間を限定する。

ニ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからハまでの詳細について、事前に届出するものとする。

マイレージ割引については、以下のとおりとする。

イ 割引をする自動車

日本道路公団との契約に基づき ETCカードを発行する者から貸与を受けた ETCカード（日本道路公団が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための日本道路公団への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

□ 割引率

（イ）ポイントの付与

料金の額 100 円ごとに 1 ポイントを付与するものとする。

（ロ）ポイントによる割引

日本道路公団が別に定める期間内にカードごとに付与されたポイントの累計数に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額（通行料金に充当）
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引を適用する。

（ハ）弾力的なポイント付与及び割引

（イ）及び（ロ）に定めるほか、社会政策又は営業政策上の観点から弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を行う場合には、事前に届け出るものとする。

ハ 割引を適用する期間

平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間

本道路は、自動車専用道路（道路法第 48 条の 2 第 2 項指定）となる予定である。

注 1）上記の自動車の種類は、別表 1 のとおりである。

注 2）藤沢とは藤沢市城南に、茅ヶ崎中央とは茅ヶ崎市西久保に、茅ヶ崎西とは茅ヶ崎市下町屋に、茅ヶ崎海岸とは茅ヶ崎市柳島に、平塚とは平塚市高浜台に、大磯とは神奈川県中郡大磯町東町にそれぞれ位置するインターチェンジをいう。

4. 小田原厚木道路の料金の額については以下のとおりとする。

第一 料金の額

各区間及びインターチェンジ相互間の自動車の種類ごとの通行1回当たりの料金の額(単位:円)は、次のとおりとする。

(イ) 改築区間供用開始の日の前日まで

		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
全線		600	700	700	1,100	1,900
一部線	A区間	300	350	350	550	950
	B区間	300	350	350	550	950

道路交通の適正な配分等の見地から、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。)については、回数券の発行による料金の割引率を3割とする。

ハイウェイカード(磁気式前払券をいう。以下同じ。)の発行による料金の割引率は、1割4分以下とする。

障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金、ハイウェイカード又はクレジットカード(ETCカード(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号)第2条第2項の規定に基づき日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が公告したETCシステム利用規程(平成12年12月5日)第2条第4号に規定するETCカードのうち、日本道路公団との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

また、ETCシステム(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。)の整備がなされている料金所においては、上記の手続きとあわせてETCカードと車載器(同規程同条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。)をともに使用する自動車のうち、本割引措置適用のために事前に登録された、対象障害者本人名義のETCカード(対象障害者1人につき1枚に限り、対象障害者が未成年で本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者又は後見人名義のETCカードを含む。)及び車載器を使用する以下の自動車については、無線通信により徴収する料金の割引率を5割以下とする。

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。)が、自ら運転する乗用自動車(自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。)貨物自動車(自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもの)のうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備

と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。) 特種用途自動車(自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。)又は二輪自動車(総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。)で、当該身体障害者又はその親族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。)が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。)ただし、営業用の自動車(割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

ロ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三の1(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴 覚 障 害	2級及び3級

肢 体	上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
	下肢不自由		1級、2級及び3級の1
不 自 由	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害	1級及び2級（一上肢のみに運動機能 障害がある場合を除く。）
		移動機能障害	1級から3級までの各級（一下肢のみ に運動機能障害がある場合を除く。）
内 部 障 害	心臓機能障害		1級から4級までの各級
	じん臓機能障害		1級から4級までの各級
	呼吸器機能障害		1級から4級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1級から3級までの各級
	小腸機能障害		1級から4級までの各級
	ヒ免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から4級までの各級

E T C前納割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

E T Cカード（日本道路公団が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

前払いされた料金の割引率は、1割4分以下とする。

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してE T C前納割引を適用する。

マイレージ割引については、以下のとおりとする。

イ 割引をする自動車

日本道路公団との契約に基づきE T Cカードを発行する者から貸与を受けたE T Cカード（日本道路公団が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための日本道路公団への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引率

（イ）ポイントの付与

料金の額100円ごとに1ポイントを付与するものとする。

（ロ）ポイントによる割引

日本道路公団が別に定める期間内にカードごとに付与されたポイントの累計数に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額（通行料金に充当）
100ポイント	200円分

200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引を適用する。

(八) 弾力的なポイント付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、社会政策又は営業政策上の観点から弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を行う場合には、事前に届け出るものとする。

八 割引を適用する期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間

(注1) A区間とは、小田原市早川から神奈川県中郡大磯町生沢までの区間をいう。

B区間とは、神奈川県中郡大磯町生沢から厚木市酒井までの区間をいう。

(注2) 上記の自動車の種類は、別表2のとおりとする。

(注3) 上記の料金は、平成4年10月1日(予定)から適用することとし、当該料金を適用するまでの間は、従前料金によるものとする。

ロ 改築区間供用開始の日から

各区間の、自動車の種類ごとの通行1回当たりの料金の額(単位:円)は、次のとおりとする。

区間		車種				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
全線		600	800	800	1,200	2,200
一部線	A区間	300	400	400	600	1,100
	B区間	300	400	400	600	1,100

道路交通の適正な配分等の見地から、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。)については、回数券の発行による料金の割引率を3割とする。

ハイウェイカード(磁気式前払券をいう。以下同じ。)の発行による料金の割引率は、1割4分以下とする。

障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金、ハイウェイカード又はクレジットカード(ETCカード(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日

建設省令第38号)第2条第2項の規定に基づき日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が公告したETCシステム利用規程(平成12年12月5日)第2条第4号に規定するETCカードのうち、日本道路公団との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

また、ETCシステム(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。)の整備がなされている料金所においては、上記の手続きとあわせてETCカードと車載器(同規程同条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。)をともに使用する自動車のうち、本割引措置適用のために事前に登録された、対象障害者本人名義のETCカード(対象障害者1人につき1枚に限り、対象障害者が未成年で本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者又は後見人名義のETCカードを含む。)及び車載器を使用する以下の自動車については、無線通信により徴収する料金の割引率を5割以下とする。

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。)が、自ら運転する乗用自動車(自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。)貨物自動車(自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。)特種用途自動車(自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。)又は二輪自動車(総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。)で、当該身体障害者又はその親族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。)が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。)ただし、営業用の自動車(割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

ロ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長

通知)」の第三の1(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度	
視 覚 障 害 聴 覚 障 害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1 2 級及び 3 級	
肢 体	上 肢 不 自 由	1 級、 2 級の 1 及び 2 級の 2	
	下 肢 不 自 由	1 級、 2 級及び 3 級の 1	
	体 幹 不 自 由	1 級から 3 級までの各級	
不 自 由	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害	1 級及び 2 級(一上肢のみに運動機能 障害がある場合を除く。)
		移動機能障害	1 級から 3 級までの各級(一下肢のみに 運動機能障害がある場合を除く。)
内 部 障 害	心臓機能障害	1 級から 4 級までの各級	
	じん臓機能障害	1 級から 4 級までの各級	
	呼吸器機能障害	1 級から 4 級までの各級	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級から 3 級までの各級	
	小腸機能障害	1 級から 4 級までの各級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 4 級までの各級	

E T C 前納割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

E T C カード(日本道路公団が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

前払いされた料金の割引率は、1割4分以下とする。

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対して E T C 前納割引を適用する。

マイレージ割引については、以下のとおりとする。

イ 割引をする自動車

日本道路公団との契約に基づき E T C カードを発行する者から貸与を受けた E T C カード(日本道

路公団が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための日本道路公団への登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ロ 割引率

(イ) ポイントの付与

料金の額100円ごとに1ポイントを付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

日本道路公団が別に定める期間内にカードごとに付与されたポイントの累計数に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額(通行料金に充当)
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引を適用する。

(ハ) 弾力的なポイント付与及び割引

(イ)及び(ロ)に定めるほか、社会政策又は営業政策上の観点から弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を行う場合には、事前に届け出るものとする。

ハ 割引を適用する期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間

(注1) A区間とは、小田原市早川から神奈川県中郡大磯町生沢までの区間をいう。

B区間とは、神奈川県中郡大磯町生沢から厚木市酒井までの区間をいう。

(注2) 上記の自動車の種類は、別表2のとおりとする。

5. 東富士五湖道路の料金の額については以下のとおりとする。

車種区分ごとの通行1回当たりの料金の額(単位:円)は、次のとおりとする。

(通行1回当たり、単位:円)

区 間 \ 車 種		普 通 車	大 型 車	特 大 車
全 線		1,040	1,560	3,780
一 部 線	A区間	520	780	1,890
	B区間	520	780	1,890

道路交通の適正な配分等の見地から、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バ

ス（道路運送法〔昭和26年法律第183号〕第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）については、特別措置として回数券の割引率を3割とする。

ハイウェイカード（磁気式前払券をいう。以下同じ。）の発行による料金の割引率は、1割4分以下とする。

障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金、ハイウェイカード又はクレジットカード（ETCカード（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第2条第2項の規定に基づき日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が公告したETCシステム利用規程（平成12年12月5日）第2条第4号に規定するETCカードのうち、日本道路公団との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）で徴収する料金の割引率を5割以下とする。また、ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。）の整備がなされている料金所においては、上記の手續きとあわせてETCカードと車載器（同規程同条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する自動車のうち、本割引措置適用のために事前に登録された、対象障害者本人名義のETCカード（対象障害者1人につき1枚に限り、対象障害者が未成年で本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者又は後見人名義のETCカードを含む。）及び車載器を使用する以下の自動車については、無線通信により徴収する料金の割引率を5割以下とする。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。）特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）又は二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。）ただし、営業用の自動車（割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記

載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

- ロ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三の1(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度
視 覚 障 害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴 覚 障 害		2 級及び 3 級
肢 体	上 肢 不 自 由	1 級、 2 級の 1 及び 2 級の 2
	下 肢 不 自 由	1 級、 2 級及び 3 級の 1
	体 幹 不 自 由	1 級から 3 級までの各級
不 自 由	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害 1 級及び 2 級(一上肢のみに運動機能 障害がある場合を除く。)
		移動機能障害 1 級から 3 級までの各級(一下肢のみ に運動機能障害がある場合を除く。)
内 部 障 害	心臓機能障害	1 級から 4 級までの各級
	じん臓機能障害	1 級から 4 級までの各級
	呼吸器機能障害	1 級から 4 級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級から 3 級までの各級
	小腸機能障害	1 級から 4 級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 4 級までの各級

E T C 特別割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

平成13年11月1日から平成14年6月30日までの間に日本道路公団に対し本割引の申込みを行い、かつ、ETCカード（車載器とともに本割引の適用を受けるための日本道路公団への登録（以下「割引登録」という。）がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

ロ 割引率

料金の割引率は2割とする。ただし、割引累計額（当該道路の通行により受けた割引額、道路整備特別措置法第3条第1項若しくは第4項、第3条の2第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第4項の許可を受けた他の有料道路の通行により受けたETC特別割引による割引額及び同法第2条の4の認可を受けた高速自動車国道の通行により受けたETC特別割引による割引額を合算した額をいう。）は一の割引登録につき1万円を上限とする。

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してETC特別割引を適用する。

ハ 割引を適用する期間

平成13年11月30日から平成16年6月30日までの間

ETC前納割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

ETCカード（日本道路公団が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、ETC特別割引を受ける自動車の場合は、ETC特別割引のみを適用する。

ロ 割引率

前払いされた料金の割引率は、1割4分以下とする。

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してETC前納割引を適用する。

有料道路の料金に係る社会実験割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

有料道路を通行し、国の施策として行われる有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率を適宜設定するものとする。

ハ 割引を適用する期間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用期間を限定する。

二 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからハまでの詳細について、事前に届出するものとする。

マイレージ割引については、以下のとおりとする。

イ 割引をする自動車

日本道路公団との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカード（日本道路公団が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための日本道路公団への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信に

より通行したものとみなす。)

ロ 割引率

(イ) ポイントの付与

料金の額100円ごとに1ポイントを付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

日本道路公団が別に定める期間内にカードごとに付与されたポイントの累計数に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額(通行料金に充当)
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引を適用する。

(ハ) 弾力的なポイント付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、社会政策又は営業政策上の観点から弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を行う場合には、事前に届け出るものとする。

ハ 割引を適用する期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間

本計画道路は、自動車専用道路(道路法第48条の2第2項指定)となる予定である。

(注1) A区間とは、山梨県富士吉田市上吉田(起点)から同県同郡山中湖村山中までの区間を、B区間とは、山梨県南都留郡山中湖村山中から静岡県駿東郡小山町須走(終点)までの区間をいう。

(注2) 上記車種を構成する自動車の種類は、別表1のとおりとする。

6. 伊勢湾岸道路の料金の額については以下のとおりとする。

1) 料金の額

車種区分ごとの通行1回当たりの料金の額(単位:円)は、次のとおりとする。

追加区間供用開始の日の前日まで(既設区間)

車種 区間	普通車	大型車	特大車	軽自動車
全線	410	630	1,470	260

(注) 上記における車種区分ごとの自動車の種類は、別表3のとおりとする。

追加区間供用開始の日から

イ 軽自動車等

			飛島
		名港中央	250
	名港潮見	250	500

東 海	2 0 0	4 5 0	7 0 0
-----	-------	-------	-------

口 普通車

			飛 島
		名 港 中 央	3 0 0
	名 港 潮 見	3 5 0	6 0 0
東 海	2 5 0	5 5 0	8 5 0

八 中型車

			飛 島
		名 港 中 央	3 5 0
	名 港 潮 見	4 0 0	7 5 0
東 海	3 0 0	7 0 0	1 , 0 0 0

二 大型車

			飛 島
		名 港 中 央	4 5 0
	名 港 潮 見	5 5 0	1 , 0 0 0
東 海	4 0 0	9 5 0	1 , 4 0 0

ホ 特大車

			飛 島
		名 港 中 央	7 5 0
	名 港 潮 見	9 5 0	1 , 7 0 0
東 海	6 5 0	1 , 6 0 0	2 , 3 5 0

(注1) 東海インターチェンジとは、東海市新宝町に、
 名港潮見インターチェンジとは、名古屋市港区潮見町に、
 名港中央インターチェンジとは、名古屋市港区金城ふ頭一丁目に、
 飛島インターチェンジとは、愛知県海部郡飛島村木場二丁目に、
 それぞれ設置するインターチェンジをいう。

(注2) 上記における車種区分ごとの自動車の種類は、別表2のとおりとする。

2) 料金の割引

第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田ジャンクションから豊田南インターチェンジ間が供用した日から平成18年3月31日まで、伊勢湾岸道路を全線利用し、かつ、当該道路と接続する高速自動車国道を連続して利用する自動車に対しては、車種区分ごとの通行1回当たりの料金の額(単位:円)に対して、次のとおり割引(以下「伊勢湾岸道路利用促進暫定期間割引」という。)を行う。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	100	150	150	250	350

道路交通の適正な配分等の見地から、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）については、回数券の発行による料金の割引率を3割とする。

ハイウェイカード（磁気式前払券をいう。以下同じ。）の発行による料金の割引率は、1割4分以下とする。なお、伊勢湾岸道路利用促進暫定期間割引を受ける自動車の場合は、伊勢湾岸道路利用促進暫定期間割引を適用した後の料金をハイウェイカードの使用残数から差し引くものとする。

障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金、ハイウェイカード又はクレジットカード（ETCカード（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第2条第2項の規定に基づき日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が公告したETCシステム利用規程（平成12年12月5日）第2条第4号に規定するETCカードのうち、日本道路公団との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）で徴収する料金（伊勢湾岸道路利用促進暫定期間割引を受ける自動車の場合は、伊勢湾岸道路利用促進暫定期間割引を適用した後の料金。以下障害者割引において同じ。）の割引率を5割以下とする。

また、ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。）の整備がなされている料金所においては、上記の手続きとあわせてETCカードと車載器（同規程同条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する自動車のうち、本割引措置適用のために事前に登録された、対象障害者本人名義のETCカード（対象障害者1人につき1枚に限り、対象障害者が未成年で本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者又は後見人名義のETCカードを含む。）及び車載器を使用する以下の自動車については、無線通信により徴収する料金の割引率を5割以下とする。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以

下障害者割引において同じ。) 特種用途自動車(自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。)又は二輪自動車(総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。)で、当該身体障害者又はその親族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。)が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。)ただし、営業用の自動車(割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

- 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三の1(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴 覚 障 害	2 級及び 3 級

肢 体	上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
	下肢不自由		1級、2級及び3級の1
不 自 由	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害	1級及び2級（一上肢のみに運動機能 障害がある場合を除く。）
		移動機能障害	1級から3級までの各級（一下肢のみ に運動機能障害がある場合を除く。）
	内部障害	心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸の機能障害 小腸機能障害 ヒ免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	

E T C前納割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

E T Cカード（日本道路公団が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

前払いされた料金の割引率は、1割4分以下とする。

なお、伊勢湾岸道路利用促進暫定期間割引を受ける自動車の場合は、伊勢湾岸道路利用促進暫定期間割引を適用した後の金額に対してE T C前納割引を適用する。

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額（伊勢湾岸道路利用促進暫定期間割引を受ける自動車の場合は、伊勢湾岸道路利用促進暫定期間割引を適用した後の金額に対して障害者割引を適用した後の金額をいう。）に対してE T C前納割引を適用する。

有料道路の料金に係る社会実験割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

有料道路を通行し、国の施策として行われる有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率を適宜設定するものとする。

ハ 割引を適用する期間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用期間を限定する。

ニ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イから八までの詳細について、事前に届出するものとする。

マイレージ割引については、以下のとおりとする。

イ 割引をする自動車

日本道路公団との契約に基づきE T Cカードを発行する者から貸与を受けたE T Cカード（日本

道路公団が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための日本道路公団への登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ロ 割引率

(イ) ポイントの付与

料金の額100円ごとに1ポイントが付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

日本道路公団が別に定める期間内にカードごとに付与されたポイントの累計数に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額(通行料金に充当)
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引を適用し、伊勢湾岸道路利用促進暫定期間割引を受ける自動車の場合は、伊勢湾岸道路利用促進暫定期間割引を適用した後の金額(障害者割引を受ける自動車の場合は、伊勢湾岸道路利用促進暫定期間割引を適用した後の金額に対して障害者割引を適用した後の金額をいう。)に対してマイレージ割引を適用する。

(ハ) 弾力的なポイント付与及び割引

(イ)及び(ロ)に定めるほか、社会政策又は営業政策上の観点から弾力的にポイントが付与し又はポイントによる割引を行う場合には、事前に届け出るものとする。

ハ 割引を適用する期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間

7. 東海環状自動車道の料金の額については以下のとおりとする。

一 料金の額

各インターチェンジ等相互間の車種区分ごとの通行1回当たりの料金の額(単位:円)は、次のとおりとする。

イ 軽自動車等

						美濃関 JCT	
						富加関	200
					美濃加茂	200	400
				可児御嵩	250	450	650
			土岐 JCT	300	550	750	950
		土岐南多治見	100	400	650	850	1,050
	せと品野	300	400	700	950	1,150	1,300
せと赤津	100	400	500	800	1,050	1,200	1,350

		豊田藤岡	200	300	600	700	1,000	1,250	1,350	1,500	
		豊田勘八	200	400	500	800	850	1,150	1,350	1,500	1,600
	豊田松平	200	350	550	650	950	1,050	1,300	1,500	1,600	1,750
豊田東 JCT	100	300	450	650	750	1,050	1,150	1,350	1,550	1,700	1,800

□ 普通車

										美濃関 JCT	250									
										富加関	250	500								
										美濃加茂	250	500								
										可児御嵩	350	600	800							
										土岐 JCT	400	700	950	1,200						
										土岐南多治見	100	500	800	1,050	1,300					
										せと品野	400	500	850	1,200	1,450	1,600				
										せと赤津	100	500	600	950	1,300	1,500	1,700			
										豊田藤岡	300	400	750	850	1,250	1,550	1,700	1,900		
										豊田勘八	200	500	600	950	1,050	1,450	1,700	1,850	2,050	
										豊田松平	250	450	700	800	1,200	1,300	1,600	1,850	2,000	2,200
豊田東 JCT	150	350	550	850	950	1,300	1,400	1,700	1,950	2,100	2,300									

八 中型車

										美濃関 JCT	
										富加関	300
									美濃加茂	250	550
								可児御嵩	400	650	950
							土岐 JCT	450	850	1,100	1,400
						土岐南多治見	150	600	1,000	1,250	1,550
				せと品野	500	600	1,050	1,450	1,700	1,950	2,250
			せと赤津	100	600	700	1,150	1,550	1,800	2,000	2,300
		豊田藤岡	350	450	950	1,050	1,500	1,850	2,050	2,250	2,550
	豊田勘八	250	600	700	1,200	1,300	1,750	2,000	2,200	2,450	2,750
	豊田松平	250	500	850	950	1,450	1,550	1,950	2,200	2,400	2,650
豊田東 JCT	150	400	650	1,000	1,100	1,600	1,700	2,050	2,300	2,500	2,750

二 大型車

										美濃関 JCT	
										富加関	400
									美濃加茂	400	800
								可児御嵩	550	950	1,350
							土岐 JCT	650	1,200	1,550	1,950
						土岐南多治見	200	800	1,350	1,750	2,150
				せと品野	650	800	1,450	2,000	2,350	2,650	2,950
			せと赤津	200	800	1,000	1,600	2,150	2,500	2,750	3,050
		豊田藤岡	450	650	1,250	1,450	2,050	2,550	2,800	3,100	3,400
	豊田勘八	350	800	950	1,600	1,750	2,400	2,800	3,050	3,350	3,650
	豊田松平	400	700	1,150	1,350	1,950	2,150	2,650	3,050	3,300	3,600
豊田東 JCT	200	600	900	1,350	1,550	2,150	2,350	2,800	3,200	3,450	3,750

ホ 特大車

										美濃関 JCT	
										富加関	700
									美濃加茂	600	1,300
								可児御嵩	950	1,550	2,250
							土岐 JCT	1,050	1,950	2,550	3,250
						土岐南多治見	300	1,350	2,250	2,850	3,550
				せと品野	1,050	1,350	2,400	3,300	3,900	4,400	4,900
			せと赤津	300	1,350	1,650	2,650	3,600	4,150	4,600	5,100
		豊田藤岡	800	1,050	2,100	2,400	3,450	4,250	4,700	5,200	5,700
	豊田勘八	550	1,350	1,600	2,650	2,950	3,950	4,650	5,100	5,600	6,100
	豊田松平	600	1,150	1,950	2,200	3,250	3,550	4,400	5,100	5,550	6,050
豊田東 JCT	350	950	1,500	2,300	2,550	3,600	3,900	4,650	5,350	5,750	6,250

(注1) 上記における車種区分ごとの自動車の種類は、別表2のとおりとする。

(注2) 本計画道路は、自動車専用道路(道路法第48条の2第2項指定)となる予定である。

(注3) 豊田東 JCT とは愛知県豊田市岩倉町に、土岐 JCT とは岐阜県土岐市泉町大字久尻字丸石に、美濃関 JCT とは岐阜県関市大字下有知にそれぞれ設置するジャンクションをいう。

豊田松平とは愛知県豊田市松平志賀町に、豊田勘八とは愛知県豊田市勘八町に、豊田藤岡とは愛知県西加茂郡藤岡町西中山に、せと赤津とは愛知県瀬戸市巡間町に、せと品野とは愛知県瀬戸市上品野町に、土岐南多治見とは岐阜県土岐市土岐津町に、可児御嵩とは岐阜県可児市柿田に、美濃加茂とは岐阜県美濃加茂市上蜂屋に、富加関とは岐阜県加茂郡富加町大平賀にそれぞれ設置するインターチェンジをいう。

高速自動車国道に深夜割引が適用されることに伴い、高速自動車国道の割引制度の一環として適用される料金調整は、以下のとおりとする。

イ 料金調整

当該道路を高速自動車国道とみなし、高速自動車国道において適用される深夜割引と同内容の料金調整を行うこととする。ただし、障害者割引を受ける自動車の場合は、料金調整を行わない。

ロ 料金調整率

料金調整率は30パーセントとし、料金調整後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 料金調整を適用する期間

供用開始の日から平成18年3月31日までの間

高速自動車国道に通勤割引が適用されることに伴い、高速自動車国道の割引制度の一環として適用される料金調整は、以下のとおりとする。

イ 料金調整

当該道路を高速自動車国道とみなし、高速自動車国道において適用される通勤割引と同内容の料金調整を行うこととする。ただし、障害者割引を受ける自動車の場合は、料金調整を行わない。

ロ 料金調整率

料金調整率は50パーセントとし、料金調整後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 料金調整を適用する期間

供用開始の日から平成18年3月31日までの間

二 料金の割引

道路交通の適正な配分等の見地から、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。)については、回数券の発行による料金の割引率を3割とする。

ハイウェイカード(磁気式前払券をいう。以下同じ。)の発行による料金の割引率は、1割4分以下とする。

障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村が設置したものに限り)又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障

害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金、ハイウェイカード又はクレジットカード（ＥＴＣカード（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第2条第2項の規定に基づき日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が公告したＥＴＣシステム利用規程（平成12年12月5日）第2条第4号に規定するＥＴＣカードのうち、日本道路公団との契約に基づきＥＴＣカードを発行する者から貸与を受けたＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

また、ＥＴＣシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。）の整備がなされている料金所においては、上記の手続きとあわせてＥＴＣカードと車載器（同規程同条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する自動車のうち、本割引措置適用のために事前に登録された、対象障害者本人名義のＥＴＣカード（対象障害者1人につき1枚に限り、対象障害者が未成年で本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者又は後見人名義のＥＴＣカードを含む。）及び車載器を使用する以下の自動車については、無線通信により徴収する料金の割引率を5割以下とする。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。）特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）又は二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。）ただし、営業用の自動車（割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。）を除く。

ロ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者）のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級をいう。）に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準

ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三の1(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度	
視 覚 障 害 聴 覚 障 害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1 2 級及び 3 級	
肢 体	上 肢 不 自 由	1 級、 2 級の 1 及び 2 級の 2	
	下 肢 不 自 由	1 級、 2 級及び 3 級の 1	
	体 幹 不 自 由	1 級から 3 級までの各級	
不 自 由	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害	1 級及び 2 級(一上肢のみに運動機能 障害がある場合を除く。)
		移動機能障害	1 級から 3 級までの各級(一下肢のみに 運動機能障害がある場合を除く。)
内 部 障 害	心臓機能障害		1 級から 4 級までの各級
	じん臓機能障害		1 級から 4 級までの各級
	呼吸器機能障害		1 級から 4 級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級から 3 級までの各級
	小腸機能障害		1 級から 4 級までの各級
	ヒ免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 4 級までの各級

E T C 前納割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

E T C カード(日本道路公団が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

前払いされた料金の割引率は、1割4分以下とする。

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対して E T C 前納

割引を適用する。

有料道路の料金に係る社会実験割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

有料道路を通行し、国の施策として行われる有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率を適宜設定するものとする。

ハ 割引を適用する期間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用期間を限定する。

ニ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イから八までの詳細について、事前に届出するものとする。

ハイウェイチケットによる料金の割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

ハイウェイチケットを使用して、通行する自動車

ロ 割引率

実施内容に合わせて割引率を適宜設定するものとする。

ハ 実施する期間

実施内容に合わせて実施期間を適宜設定するものとする。

ニ 適用区間

実施内容に合わせて適用区間を適宜設定するものとする。

ホ 事前の届出

上記イから二までの詳細について、事前に届出するものとする。

マイレージ割引については、以下のとおりとする。

イ 割引をする自動車

日本道路公団との契約に基づき ETCカードを発行する者から貸与を受けた ETCカード（日本道路公団が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための日本道路公団への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引率

（イ）ポイントの付与

料金の額 100円ごとに 1ポイントを付与するものとする。

（ロ）ポイントによる割引

日本道路公団が別に定める期間内にカードごとに付与されたポイントの累計数に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額（通行料金に充当）
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

なお、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引を適用する。

(八) 弾力的なポイント付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、社会政策又は営業政策上の観点から弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を行う場合には、事前に届け出るものとする。

八 割引を適用する期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間

別表 1

車種区分	自動車の種類	定義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が10人以下のもの
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレ・ラ用トラクタで車軸数の合計が2のもの
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する小型自動車又は普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イ、ロ又はハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレ・ラ用トラクタで車軸数の合計が3のもの
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期に運行するもの等）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量が8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による免許を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに乗合型自動車で車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下のもので車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの連結車両と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ヰ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	ク 連結車両 （その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヌ又はルに該当するものを除く。）

別表2

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレ-ラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下及び車両総重量25トン以下で4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のもので車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレ-ラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する免許を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、または車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

別 表 3

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
普通車	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が10人以下のもの
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレ - ラ用トラクタで車軸数の合計が2のもの
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する小型自動車又は普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イ、ロ又はハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレ - ラ用トラクタで車軸数の合計が3のもの
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期に運行するもの等）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量が8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による免許を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに乗合型自動車で車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下のもので車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ヰ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	コ 連結車両 （その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ又はルに該当するものを除く。）